

豊田市消防整備基本計画

(平成19年度～平成29年度)

平成19年3月

豊田市消防本部

はじめに

わが国の消防は、昭和23年の消防組織法の制定に伴い、市町村消防として発足して以来60年近くが経過しましたが、この間における消防力の充実が目ざましく、現在では国際的にも高い水準に達しています。

また、消防行政も社会の要請に応え、予防、救急・救助活動等について、法制化等の整備・充実が図られてきたところです。

しかしながら、甚大な被害をもたらした平成7年の阪神・淡路大震災を始めとして、平成16年の福井豪雨や新潟県中越地震のように、近年では大規模な自然災害が相次いで発生しておりますし、平成7年の地下鉄サリン事件のように、これまで予想もできなかったような特異な人的災害も現れてきています。

今後も、東海地震や東南海地震といった大規模自然災害が予想されておりますし、さらには、平成16年の国民保護法制の制定に伴い、武力攻撃事態等における消防の責務も非常に大きなものとなっています。

本市を取り巻く社会環境に目を転じましても、平成17年の周辺6町村との合併を始めとして、人口動態、都市構造、生活価値観等に注目すべき大きな変化が生じてきており、消防行政においても各分野にわたって多様な対応が求められてきているところです。

このような情勢の中で地域住民の付託に応えていくためには、常に消防装備の進化等を視野に入れながら、計画的に消防力の強化・充実を図っていくことが肝要であると考えます。

そこで、将来の豊田消防のあるべき姿を示すとともに、それを実現するための今後11年間の消防力の整備の指針として、ここに豊田市消防整備基本計画を策定することとしました。

21世紀を迎えて、職員及び住民の高齢化、技術革新、高度情報ネットワーク化、国際化、行政の広域化による行政改革等々、新たな行政課題が提起されてきており、消防行政を取り巻く社会の潮流は、今後、あらゆる面で大きく変化し、さらに進展していくと予想されるところですが、これらの状況を踏まえながら、本豊田市消防整備基本計画に基づき、本市の地域特性に即した消防体制の適正な整備を図っていく所存です。

平成19年3月

目 次

序 章

1 豊田市消防整備基本計画とは	1
2 豊田市消防整備基本計画の位置付け	1
3 豊田市消防整備基本計画の見直し	2
4 計画の期間	2
5 計画策定の背景	3
6 計画策定の基本方針（目指すべき姿）	4
7 施策体系の分類	6
8 個別施策の設定	7
9 豊田市消防整備基本計画実施計画	8

事業計画

施策体系 1：消防施設・消防資機材の整備	9
個別施策 1 - 1 消防署所の整備	1 1
個別施策 1 - 2 消防車両の整備	1 5
個別施策 1 - 3 消防水利の整備	1 7
個別施策 1 - 4 消防資機材の整備	1 9
施策体系 2：消防組織・消防体制の充実	2 0
個別施策 2 - 1 組織の再編	2 2
個別施策 2 - 2 職員の採用	2 4
個別施策 2 - 3 職員の教育訓練	2 7
個別施策 2 - 4 職員の高齢化対策	2 9
施策体系 3：通信体制の整備	3 1
個別施策 3 - 1 119番受信体制の充実	3 3
個別施策 3 - 2 消防通信体制の整備	3 5
施策体系 4：救急体制の強化	3 7
個別施策 4 - 1 救急業務の高度化の推進	4 0
個別施策 4 - 2 増加する救急業務への対応	4 2
個別施策 4 - 3 市民による救命率の向上	4 4
個別施策 4 - 4 救急資機材の整備	4 6

施策体系 5 : 防火対策の推進	4 8
個別施策 5 - 1 防火思想の普及啓発	5 1
個別施策 5 - 2 住宅防火対策の推進	5 3
個別施策 5 - 3 放火防止対策の推進	5 5
個別施策 5 - 4 建築物の火災予防対策	5 7
個別施策 5 - 5 危険物施設の安全対策	6 1
施策体系 6 : 地域の防災力・消防力の育成	6 3
個別施策 6 - 1 各種団体の育成指導	6 5
個別施策 6 - 2 事業所による地域消防力の育成	6 7
個別施策 6 - 3 水防施設の充実	6 9
施策体系 7 : 消防団の充実強化	7 1
個別施策 7 - 1 消防団員の確保	7 3
個別施策 7 - 2 消防団の活性化	7 5
個別施策 7 - 3 消防団員の教育訓練	7 7
個別施策 7 - 4 消防団施設・装備の整備	7 9
施策体系 8 : 災害対応力の強化	8 4
個別施策 8 - 1 高度救助体制の構築	8 6
個別施策 8 - 2 救助資機材の整備	8 8
施策体系 9 : 広域連携体制の充実	8 9
個別施策 9 - 1 消防相互応援協定の充実	9 1
個別施策 9 - 2 緊急消防援助隊の強化	9 3
資料	
1 地区別人口概要	9 5
2 年齢別職員数の推移	9 6
3 消防施設等の実態	9 7
4 消防署所の建替え時期に関する検討	1 0 7
5 消防車両の更新時期に関する検討	1 0 8
6 火災・救急・救助件数の推移	1 1 0
7 平成 1 8 年度：組織図	1 1 1

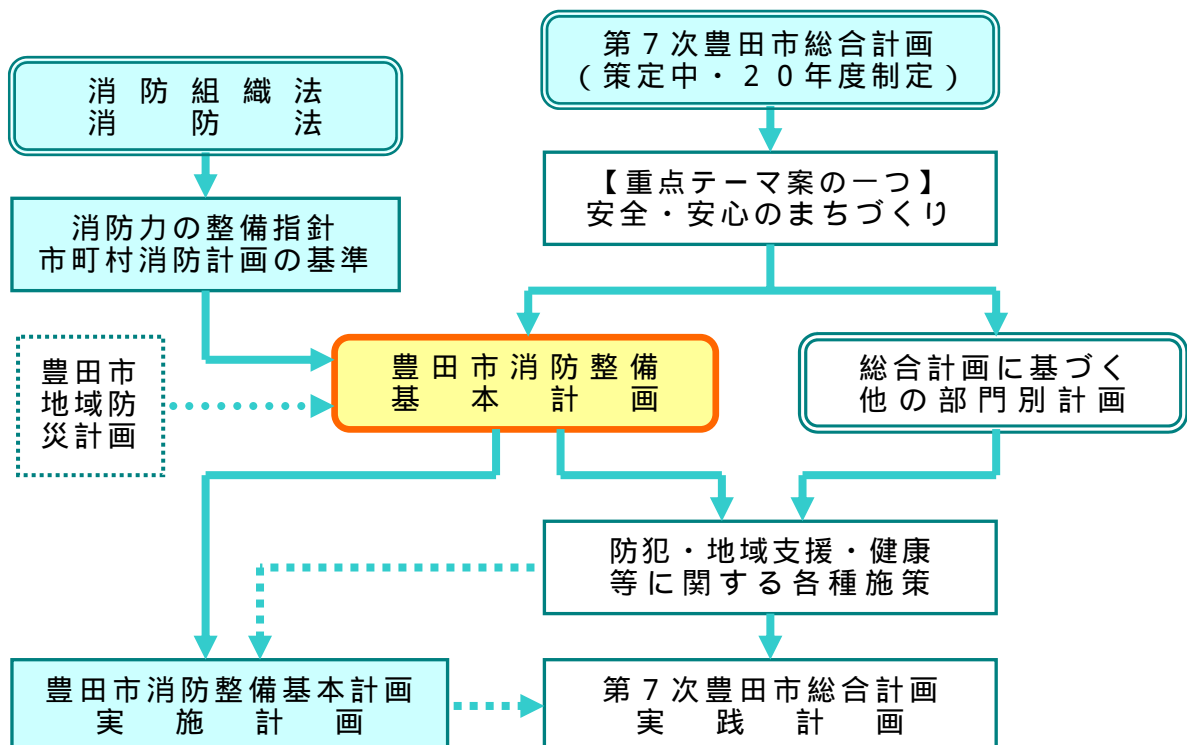
序 章

1 豊田市消防整備基本計画とは

豊田市消防整備基本計画は、豊田消防における「消防力」の整備の基本となるもので、市の最上位計画である豊田市総合計画（現在は平成13年策定の第6次総合計画。第7次総合計画は平成20年3月策定を予定）の方針を踏まえ、本基本計画と同じく市民の暮らしを守るための豊田市地域防災計画（災害対策基本法に基づく基本計画）との整合を図りながら、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防力の整備指針（平成17年消防庁告示第9号）、市町村消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）等に即した消防力の総合的な整備計画を中長期的に示し、効果的かつ効率的な消防力の整備を行うことにより、充実した消防活動を展開し、市民が安全で安心して暮らせるまちをつくとともに市民サービスの一層の向上を図ることを目的とするものである。

2 豊田市消防整備基本計画の位置付け

豊田市の政策の方向性を示し、将来のあるべき姿を実現するための最上位計画として「第7次豊田市総合計画」が策定されているところであるが、豊田市消防整備基本計画は、この豊田市総合計画を上位計画としつつ、豊田消防を取り巻く環境の変化に対応するため、消防組織法等の関係法令や消防力の整備指針等に基づいて策定する部門計画とする。



3 豊田市消防整備基本計画の見直し

現在の豊田市消防整備基本計画（以下「現基本計画」という。）は、平成10年度に策定されたもので、その計画期間は平成11年度から平成22年度までの12年間となっている。

この現基本計画に基づいて前期実施計画（平成11年度～平成14年度）及び中期実施計画（平成15年度～平成18年度）を策定し、順次、消防力の整備を図ってきたところである。

しかし、豊田市が平成17年4月1日に周辺6町村と合併したことにより、現基本計画によって後期実施計画（平成19年度～平成22年度）を策定した場合、合併した旧町村地域（藤岡地区及び小原地区を除く4地域）の消防整備計画が空白となってしまう。

また、消防庁が示している「消防力の基準」が、同じく平成17年に大幅に改正され、「消防力の整備指針」として新たに示されたことにより、現基本計画のままではこの「消防力の整備指針」と合致しない部分が出てきている。

いずれも今後の本市の消防力の整備を推進していく上での大きな要因の変化であり、この変化に対して現基本計画を一部改正することによって対応するには限界がある。

そこで、平成19年度以降の消防力の整備に当たっては、現基本計画の終了を待たず、その内容を全面的に改正し、新たな豊田市消防整備基本計画を策定することとした。

4 計画の期間

新たに策定する豊田市消防整備基本計画の計画期間は、平成19年度を初年度とし、第7次豊田市総合計画の目標年次である平成29年度を最終年次とした11年間とする。

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
現消防整備基本計画									後期実施計画は 新計画に包含する										
前期実施計画			中期実施計画			後期実施計画													
新消防整備基本計画																			
前期実施計画					後期実施計画														
第7次豊田市総合計画																			
前期実践計画					後期実践計画														

5 計画策定の背景

本市の大きな特徴は、自動車産業を中心とした日本有数の工業都市でありながら、一方では市域の7割を占める山林地域に示されるように豊かな自然にも恵まれているというところにある。

これは、昭和31年以来、周辺町村との合併を重ねてきたという歴史によるものであるが、その結果として、市街地が広域に分散するとともに、広大な過疎地域をも有することとなり、本市において効果的かつ効率的な消防力の整備を行っていく上での大きな問題となっている。

分散した市街地では、建築物の高層化や深層化に伴って都市構造の過密化・複雑化の度合いが深まっており、新たな都市機能や産業活動の進展、危険物需要の増大といった要因も重なって、各種災害の様相が日に日に複雑化・多様化・大規模化してきている。さらに、NBCテロ災害の脅威なども現実化してきており、これらの災害に対する備えと対応力の充実が課題となっている。

そのために、高度でかつ専門的な知識を持った人材の育成、施設や装備等の高度化、災害や被害の情報の共有化といった取組を進めるとともに、広域都市間連携を充実に、あらゆる災害や事故に対応できる危機対応力のさらなる強化が求められている。

一方、市域の大半を占める中山間地域では、その面積の広大さや旧町村の財政事情等から道路や水道といった社会基盤の整備が遅れており、それに伴って消防署所や消防水利といったハード面での消防力の整備も進んでいない。

さらに、これらの地域においては、住民の過疎化や高齢化がますます進展することにより、地域の安全は地域で守るといった基本の体制が成り立たなくなることとも予想され、消防力の空洞化も懸念されるところである。

今後は、これら中山間地域における消防力の整備・充実にも力を入れ、速やかに消防空白地域を埋めていく必要がある。

また、救急に目を向けると、少子高齢化や核家族化を背景として救急需要が増え続けており、その中で「救える命を救う」ためには、救急車の適正利用を進めるとともに、救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当が重要であることから、予防救急を推進するための応急救護の普及や指導体制の強化を図る必要がある。

その上で、救急救命士の処置範囲の拡大を図り、市民・救急隊・医療従事者が連携を深めることにより救命率を向上させることが肝要である。

非常備消防力としての消防団については、地域における防災体制の中核的存在となって、それぞれの地域の安全・安心を守る組織として大きな役割を果たしているが、全国的にも団員数の減少が続いており、地域防災力の低下が憂慮されていることに鑑み、消防団員の活動環境を整備するとともに、住民のさらに幅広い層から消防団に参加する人員の確保を図ることが必要である。

6 計画策定の基本方針（目指すべき姿）

新たな豊田市消防整備基本計画の策定に当たっては、3つの「基本方針」を掲げ、この基本方針を計画の柱として消防力の整備・充実を図るための各種の施策を展開していくこととするが、基本方針に基づく施策展開の考え方と将来目指すべき豊田消防の姿を示すと次のとおりとなる。

基本方針 1 拡大する市民ニーズに対応できる体制を整備する

市域の拡大、都市機能の複雑化、少子高齢化、核家族化といった社会経済情勢の変化に伴って増え続ける消防ニーズに対応するために、限られた人や予算などの資源の有効利用を図り、市民の生命と財産を守るという観点から施策の優先順位を考慮しながら、効率的な消防体制の整備を進める。

目指すべき姿

消防署所が適正に配置されるとともに、消防車両その他の必要な資機材が十分に配備されている。

消火活動に必要な消防水利が確保できている。

119番受信体制の整備が図られ、迅速かつ的確な対応ができる。

高度な知識をもつ消防職員が確保され、拡大した市域や増加する救急需要に対応できる体制が整備されている。

基本方針 2 参画と共働の理念に基づき市民や地域の防災力を高める

参画と共働の理念のもと、消防行政だけではなく、市民自身や家庭、地域が主体となった防災力の向上、地域における消防団の充実、企業と連携した防災管理体制の構築など、市民力や地域力を活かしながら共に安全・安心で災害に強いまちづくりに取り組む。

目指すべき姿

市民等に防火思想が定着し、住宅の防火対策や放火防止対策が図られている。

防火対象物や危険物施設の安全対策が適切に図られている。

自主防災組織その他の地域防災組織が設置されるとともに、消防団の活性化が図られ、必要な数の消防団員が確保されている。

基本方針 3

大規模災害等に適切に対応できる体制を構築する

近い将来に発生が予想されている東海・東南海地震や東海豪雨のような集中豪雨といった大規模自然災害における情報伝達手段や住民避難体制、緊急援助体制の確立を図る。また、BCテロ災害や自動車専用道路等における重大事故、列車事故といった特殊災害に直ちに対応できる体制を整備するとともに、危機管理に対する取組をさらに推進する。

目指すべき姿

大規模災害や特殊災害に対して、確実かつ迅速な救助活動を行うことができる高度救助隊が設置されている。
消防相互応援協定の充実及び緊急消防援助隊の強化が図られている。

平成 29 年度までに実現を目指す指標（アウトカム指標）

本基本計画の最終年次である平成 29 年度までに実現を目指す指標として次の 7 つを設定し、施策の達成度を検証するものとする。

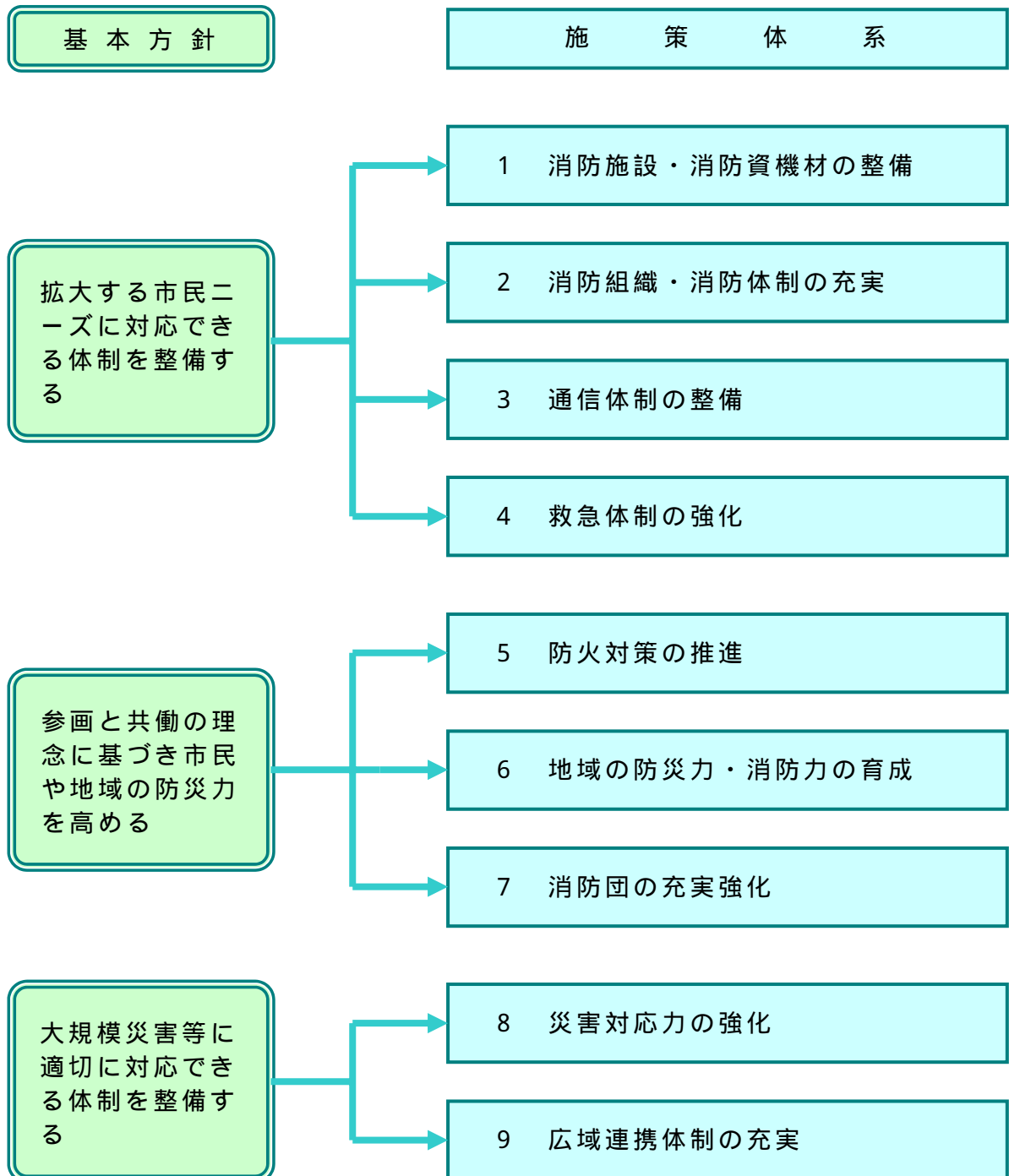
項 目	現状数値	目標数値	摘 要
火災による死者数	4 人	0 人	現状数値 = 17 年と 18 年の死者数の平均
年間の火災件数	2 4 4 件	1 2 0 件	現状数値 = 17 年と 18 年の火災件数の平均
放火の火災原因割合	2 9 %	1 5 %	放火の疑いを含む。現状数値 = 17 年と 18 年の平均
心肺停止者の救命率	1 4 %	2 5 %	現状数値 = 17 年と 18 年の救命率の平均
救急車の現場到着時間	7 分 3 0 秒	6 分 0 0 秒	現状数値 = 18 年中の平均
救急患者の搬送時間	1 1 分 3 0 秒	1 0 分 0 0 秒	現状数値 = 18 年中の平均
基準違反等の是正割合	4 5 %	9 0 %	防火対象物及び危険物施設 現状数値 = 18 年中の実績

さらに、この基本計画の最終目標として、市民意識調査における「消防・救急体制」の満足度を引き上げることを目指す。

指 標 項 目	第 1 6 回調査	2 9 年度目標
「満足」と「まあ満足」の合計割合	1 5 . 9 %	2 0 . 0 %

7 施策体系の分類

市民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちをつくとともに、拡大する市民ニーズに対応できる消防力の整備・充実を図るための施策を展開するに当たって、それらの施策を9つの「体系」に分類する。



8 個別施策の設定

9つの施策体系ごとに、平成29年度までに目指すべき「数値目標」を掲げ、それを実現するための「個別施策」を設定する。

施策体系	個別施策
1 消防施設・消防資機材の整備	1 - 1 : 消防署所の整備 1 - 2 : 消防車両の整備 1 - 3 : 消防水利の整備 1 - 4 : 消防資機材の整備
2 消防組織・消防体制の充実	2 - 1 : 組織の再編 2 - 2 : 職員の採用 2 - 3 : 職員の教育訓練 2 - 4 : 職員の高齢化対策
3 通信体制の整備	3 - 1 : 119番受信体制の充実 3 - 2 : 消防通信体制の整備
4 救急体制の強化	4 - 1 : 救急業務の高度化の推進 4 - 2 : 増加する救急業務への対応 4 - 3 : 市民による救命率の向上 4 - 4 : 救急資機材の整備
5 防火対策の推進	5 - 1 : 防火思想の普及啓発 5 - 2 : 住宅防火対策の推進 5 - 3 : 放火防止対策の推進 5 - 4 : 建築物の火災予防対策 5 - 5 : 危険物施設の安全対策
6 地域の防災力・消防力の育成	6 - 1 : 各種団体の育成指導 6 - 2 : 事業所による地域消防力の育成 6 - 3 : 水防施設の充実
7 消防団の充実強化	7 - 1 : 消防団員の確保 7 - 2 : 消防団の活性化 7 - 3 : 消防団員の教育訓練 7 - 4 : 消防団施設・装備の整備
8 災害対応力の強化	8 - 1 : 高度救助体制の構築 8 - 2 : 救助資機材の整備
9 広域連携体制の充実	9 - 1 : 消防相互応援協定の充実 9 - 2 : 緊急消防援助隊の強化

9 豊田市消防整備基本計画実施計画

この豊田市消防整備基本計画は、消防力の整備に係る「基本方針」と11年後に「目指すべき状態」(=指標)を掲げ、その基本方針に基づいて効果的かつ効率的に消防力の整備を図り、目指すべき状態を実現するため、9つの「施策体系」を示すとともに、当該施策体系ごとに平成29年度までに達成すべき「数値目標」を設定している。

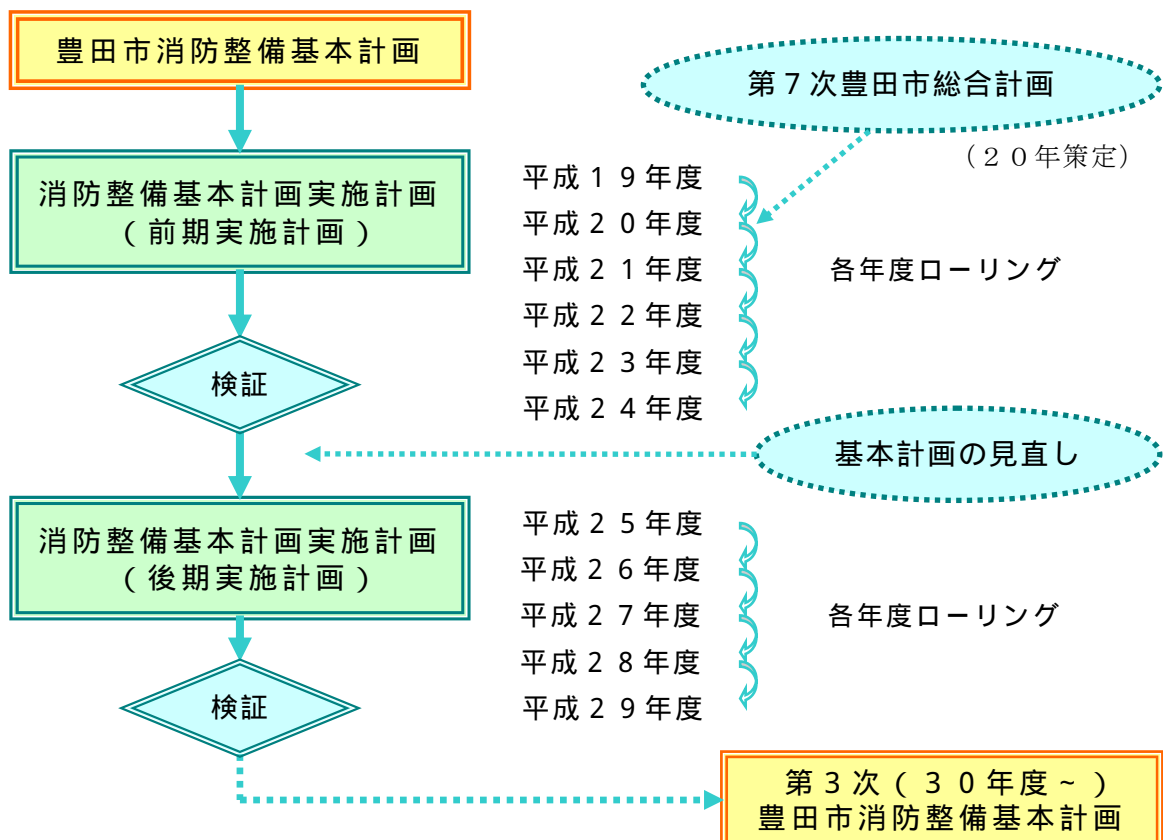
さらに、その「数値目標」を達成するための「個別施策」と「実施事業」を掲げているが、それらの施策・事業を推進していくためには年度ごとの具体的な事業計画が必要であり、本基本計画に基づいて別途「豊田市消防整備基本計画実施計画」(以下「実施計画」という。)を策定するものとする。

実施計画は、平成19年度から平成24年度までの「前期実施計画」と平成25年度から平成29年度までの「後期実施計画」で構成し、それぞれの実施計画においては、その計画期間内の年度ごとの具体的な事業を設定する。

実施計画における年度ごとの事業については、当該年度が終了する時点でその進捗状況を確認・検証し、翌年度以降の計画にローリングする。

また、前期実施計画の終了時期を迎え、後期実施計画を策定する時点においては、本基本計画の見直しについても検討するものとする。

なお、平成20年に策定が予定されている第7次豊田市総合計画の内容によっても、本基本計画を見直すことが考えられる。



事業計画

施策体系 1 : 消防施設・消防資機材の整備

数
値
目
標

施策体系 1 では、消防力の整備指針に基づく基準を満たしていない項目についてはその基準に近づくよう、また基準を満たしている項目についてはその更新・充実を図ることを目指して次の数値目標を設定する。

項 目	現 状 (1 8 年 度)	目 標 (2 9 年 度)
消防署所の設置数 () (改築又は建替え数)	1 6 署所	1 7 署所 (6 署所)
消防車両の配備台数 (更新導入台数)	1 2 4 台	1 2 3 台 (1 0 1 台)
消防水利の設置数 (充足率)	3 , 1 8 2 (4 8 %)	4 , 2 9 8 (6 5 %)

消防本部を除く。

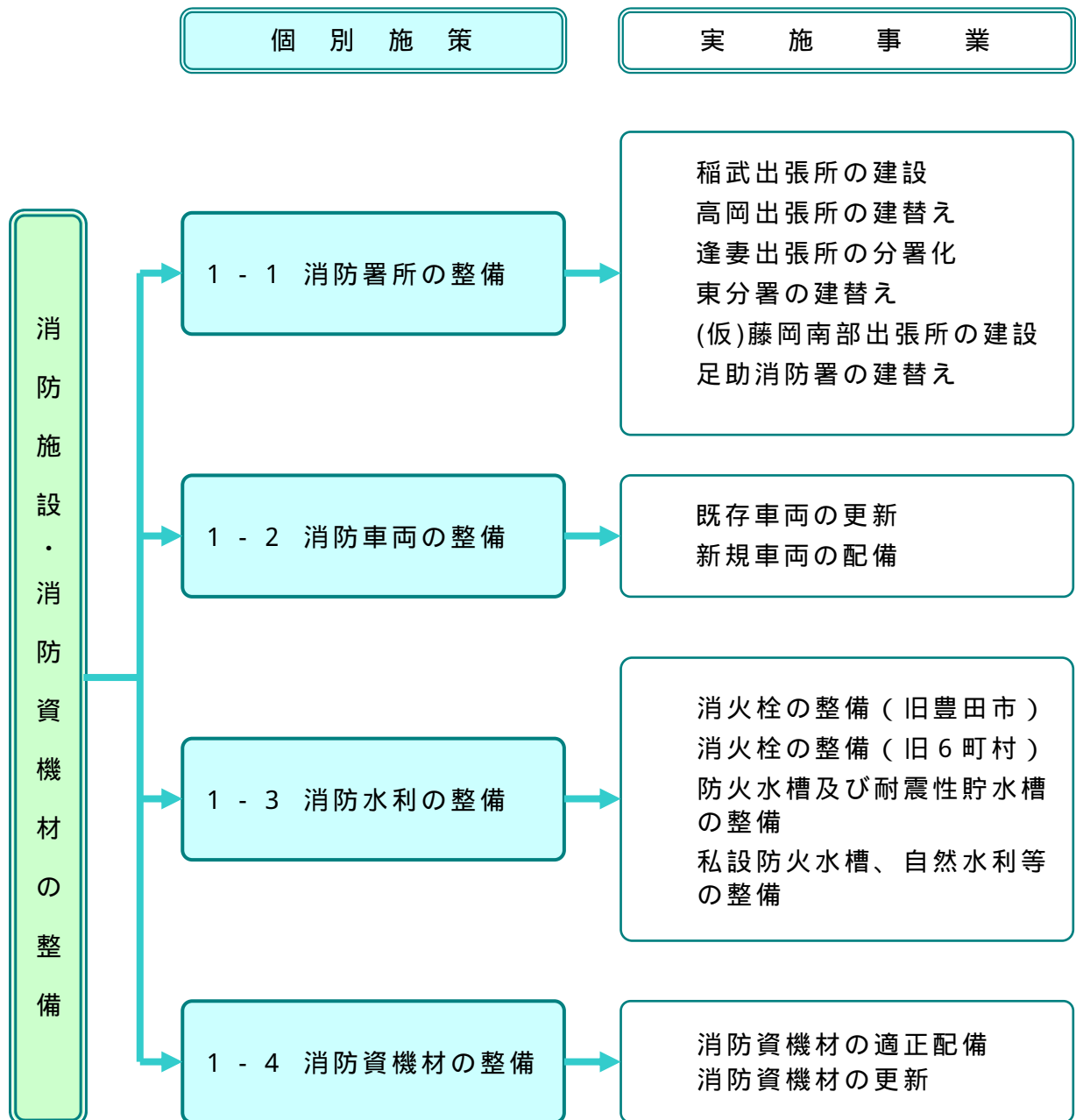
背 景

本市では、昭和 3 1 年の消防本部の設置以来、消防庁が示している「消防力の基準」(現「消防力の整備指針」)に掲げられている基準を満たすべく、消防施設・消防資機材の整備を図ってきた。

しかしながら、市街地においては、近年、建築物の高層化や深層化に伴って都市構造の過密化・複雑化の度合いが深まるとともに、新たな都市機能や産業活動の進展、危険物需要の増大といった要因も重なって、災害の様相が複雑多様化・大規模化してきており、新たな消防資機材の配備を始めとして、さらなる消防力の強化が必要となっているところである。

また、平成 1 7 年の周辺 6 町村との合併によって市域の 7 割を占める広大な中山間地域を抱えることとなったが、これらの地域においては、道路や水道といった社会基盤とともに消防力の整備も大幅に遅れており、特に消防署所や消防水利、消防資機材の整備といったハード面での早急な対応が喫緊の課題となっている。

施策体系 1 では、次の 4 つの個別施策と 1 - 4 の実施事業により消防施設・消防資機材の整備を図るものとする。



個別施策 1 - 1 消防署所の整備

現状と課題

平成 17 年の町村合併前の旧豊田市の管轄地域においては、平成 6 年に移転新築した消防本部・中消防署合同庁舎を皮切りに、平成 9 年には西分署を、平成 15 年には北消防署を、平成 17 年には松平出張所を、それぞれ庁舎の老朽化及び狭隘を理由として整備してきた。

また、平成 8 年には旧藤岡町及び旧小原村の消防事務の受託業務の開始に伴って藤岡小原分署を開設し、次いで、以前からの懸案であった市の中心部から西部地区にかけての消防空白地域を解消するため、平成 14 年に逢妻出張所を開設した。

さらに、平成 18 年には、昭和 49 年に建築され、老朽化の激しかった大林出張所を末野原分署として移転新築し、昭和 54 年建築の高岡出張所については、平成 22 年 4 月の移転新築を目指している。

これにより、昭和 50 年代前半までに建築された消防署所は、すべて建替えを終了することとなる。

一方、旧町村地域においては、平成 7 年に下山出張所が、平成 10 年には旭出張所が開設されており、現在、平成 21 年 4 月の開所を目指して稲武出張所の建設計画を進めているところである。

以上のように、本市における消防署所は、「消防力の整備指針」に示されている設置基準に基づいて概ね順調に整備されてきているところであるが、浄水地区のように急速な市街化に伴って救急需要とともに出動件数が大幅に増加する地域が発生したり、高岡出張所や保見出張所のように出動件数が消防力の整備指針に定める基準を超えるため、消防自動車と救急自動車の単独運用を行わなければならないといった問題もある。

また、署所によっては地域の要望あるいは行政側の事情等により、必ずしも最適の位置に適切な機能を持って建設されているとはいえない部分もあり、署所数の算定の基礎となる消防車両の走行時間「約 5 分間」を考慮した場合、空白地域も多く残されている。

地区別の消防署所及びその建築年

(平成 18 年 4 月)

地 区		消防本部	消 防 署	分 署	出 張 所
旧豊田 市 内	挙母地区	消防本部 平成 6 年	中消防署 平成 6 年	西分署 平成 9 年	逢妻出張所 平成 14 年
	高岡地区				高岡出張所 昭和 54 年
	上郷地区		南消防署 昭和 62 年	末野原分署 平成 18 年	

旧豊田 市内	高橋地区			東分署 昭和55年	
	松平地区				松平出張所 平成17年
	保見地区				保見出張所 昭和57年
	猿投地区		北消防署 平成15年		
	石野地区				力石出張所 平成4年
藤岡地区				藤岡小原 分署 平成8年	
小原地区					
旭地区					旭出張所 平成10年
足助地区			足助消防署 昭和57年		
下山地区					下山出張所 平成7年
稲武地区					稲武出張所 平成5年
合 計		1 本部	4 消防署	4 分署	8 出張所

稲武出張所は、愛知県の施設を借用して開所したが、平成17年からは稲武支所内に仮移転している。

整備の基本方針

高岡出張所及び稲武出張所の移転新築により、昭和50年代前半までに建設された署所についてはすべて建替えが終了するが、続いて昭和50年代後半に建設された足助消防署と東分署の2署についても、本計画期間中に耐震強度不足や老朽化等により建替えの対象となることが見込まれる。

耐用年数を経過した署所の建替えは今後も継続する事業であり、その機会を捉えて、設置場所の移転等により消防空白地域を減らすとともに、市街地にあっては出勤から現場到着までの時間を概ね5分間とすることを目標とし、中山間地域にあっては住宅密集地に配慮しながら署所の配置・整備を図っていく。

また、署所の建替えに当たっては訓練の充実を図るため、潜水プールや濃煙熱気室といった新たな訓練施設の併設についても考慮するものとする。

さらに、今後、住宅や商業施設の建設が進むと思われる西中山地区や加茂病院の移転後に周辺の土地利用度が高まると見込まれる保見・浄水地区、主要道路の整備により開発が進んだ場合の旧市町村境界地域等については消防需要の過密地域になる可能性があり、社会情勢や財政状況を睨みながら、これらの地域における新たな署所の建設や既設署所の増強も視野に入れるものとする。

本基本計画期間中に市街地地域人口の増加により消防力の整備指針に基づく1署所の増設が必要となるため、藤岡南部地区への出張所の設置を検討するが、新出張所の設置に伴う現在の藤岡小原分署と唯一署所のない小原地区の取扱いについては、本基本計画が終了する平成29年度までに藤岡地区と小原地区の均衡を考えて将来構想を策定するものとする。

なお、今後の署所の建設及び建替えに当たっては、社会情勢その他の事情の変化がない限り、その建設から建替えまでの期間を概ね50年とし、できる限り、同一敷地内において建替えが可能となる広さの用地を確保することとする。

実施事業

耐震基準を満たさない昭和56年以前に建築された署所（ ） 需要から見て増強（増築）が必要な署所及び新たに設置が必要な署所について、その機能や移転も考慮しながら、建替え又は建設を行う。

当該署所については耐震補強が実施されているが、これは建物が倒壊しない程度の補強であり、地震後に当該署所を災害対策の拠点施設として使用するためには強度が不足している。

項 目	事 業 内 容
稲武出張所の建設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲武地区の災害活動拠点として広範な地域を管轄区域とするため、幹線道路に面した位置での建設を考える。 ・ 稲武地区には病院がなく最寄の病院も遠距離であるため、ドクターヘリの活用を考慮した施設とする。 平成5年開所（愛知県施設） 平成17年から稲武支所内に仮移転
高岡出張所の建替え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速自動車道の開通に伴って急速に発展する高岡地区における消防需要の増加を考慮し、規模の拡張を視野に入れた建替えを行う。 ・ 各基幹道路とのアクセスを考慮し、適切な設置場所を選定する。 昭和54年建築
逢妻出張所の分署化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水地区の市街化や加茂病院の移転による救急需要の増加を考慮し、現在の分署体制への改修を行う。 平成13年建築

東分署の建替え	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の分署としての機能について、その位置付けを検討しながら建替えを行なう。 昭和55年建築
(仮)藤岡南部出張所の建設	<ul style="list-style-type: none"> ・藤岡地区南部地域の発展・市街化に伴って発生する消防力の不足地域を補うため、藤岡地区の中心地域までの出動等を考慮しながら新たな出張所を建設する。
足助消防署の建替え	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域の署所を総括する署として、各出張所への出動等を考慮した建替えを考える。 昭和57年建築

個別施策 1 - 2 消防車両の整備

現状と課題

現在、消防本部、消防署、分署及び出張所に計 124 台の消防車両や広報車等を配置して市民の安全の確保に努めているが、現有の車両台数は「消防力の整備指針」に示されている基準数をほぼ満たしている。

これらの消防車両は使用年数の経過等により順次更新されていくものであるが、今後の職員の高齢化の進展や定員推移をにらんだ場合、その更新に合わせて、効果的かつ効率的な消防車両の配備を考慮しなければならない。

また、市街地人口の増加により消防車両の基準台数に変更が生じる可能性が高いこと、平成 17 年の町村合併により市域が 3 倍に拡大したこと、消防資機材等の技術革新に伴い新たな消防車両が出現していること、複雑化・多様化する現代の災害に対応できる特殊車両の導入が必要であること等々から、今後、消防車両の増車や更新車両の高度化等を図る必要がある。

整備指針に基づく消防車両（ 1 ）の基準台数と現有台数（平成 18 年 4 月）

区 分	基準台数	現有台数	充足率
消防ポンプ自動車（ 2 ）	25 台	24 台	96 %
はしご自動車等	3 台	3 台	100 %
化学消防車	3 台	3 台	100 %
救急自動車	16 台	16 台	100 %
救助工作車	4 台	4 台	100 %
指揮車	4 台	4 台	100 %
非常用消防ポンプ自動車	4 台	4 台	100 %
非常用救急自動車	4 台	4 台	100 %

- 1 保有する消防車両のうち消防力の整備指針に基準が示されている車両
- 2 市街地に設置する署所において管理すべき動力消防ポンプの数

整備の基本方針

現有の消防車両については、車両更新基準（資料 5 参照）に基づいて適正な整備を行うものとするが、更新に当たっては、社会情勢、署所の規模や機能の変化、新たな消防車両の開発状況等により、当該更新車両をより高次の車両に変更することも考慮する。

また、新規の消防車両の配備については、市街地地域人口が30万人を超えた場合の基準台数の増加や準市街地地域における適正配備、市域の拡大に伴う市街地に該当しない地域の状況等を勘案しながら、財政状況を考慮した上で適切な配備を目指すものとする。

実施事業

項 目	事 業 内 容
既存車両の更新（ ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間中に、現有車両124台のうち93台の消防車両の更新を行う。 ・ 計画期間中に車両の配備を見直し、廃車を含めて車両数の適正化を図る。
新規車両の配備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間中に、特殊災害対策車、屈折はしご自動車等の4台の最新型消防車両を購入し、必要署所に配備する。 ・ 出張所の建設及び分署化に伴い、4台の消防車両を新規に配備する。

排煙電源車、起震車等の特殊車両や原調車、広報車等の一般車両を含む。

個別施策 1 - 3 消防水利の整備

現状と課題

消防水利は、火災鎮圧のために消防機械とともに不可欠なものであるが、充足率の低い地域では、水利部署して消火活動を開始するまでに多くの時間を費やさなければならず、人的・物的な被害を大きくすることになる。

「消防水利の基準」(平成17年消防庁改正告示第9号)に基づいて算定した場合、本市における望ましい消防水利の基準数(1)は6,625メッシュとなるが、平成18年度末における現有施設の数(2)は3,182メッシュで、基準数に対して3,443メッシュが不足しており、その充足率は48%に止まっている。

特に、合併した旧町村地区においては簡易水道のために消防水利の基準に適合する消火栓がなく、防火水槽のみに頼っていることから充足率が22%にすぎず、早急な消防水利の整備・確保が急務となっている。

- 1 消防水利の基準数は、市内の市街地及び準市街地を約170m(工業地域及び商業地域にあっては約141m)のメッシュで、その他の地域については約198mのメッシュで区切り、その中に「消防水利の基準」に適合した水利(防火水槽にあっては40m³以上、消火栓にあっては管径150mm以上の配管に設置されたもの)があるか否かで判定し、適合水利がある区域を現有数1として数えたもの

消防水利の状況

(平成18年度末)

基準数	現有施設数(18年度)		不足数	充足率
6,625	消火栓	1,796	3,443	48%
	防火水槽 (耐震性貯水槽を含む)	1,302		
	指定水利(2)	84		
	合計	3,182		

- 2 指定水利とは、プールや私設水利等の中から「消防水利の基準」に適合するものを選定し、消防本部で水利として指定したものをいう。

整備の基本方針

消防水利については、消防水利の基準に基づく施設数の65パーセントを充足することを目標とするが、豊田市宅地開発等に関する指導要綱や上下水道局による水道管拡張事業との連携を取りながら、合併による地域格差も考慮して適切な整備を図っていく。

この場合、大規模地震等の災害の場合に消火栓が使用不能となることを考慮して、消防水利に占める「防火水槽」の割合が概ね25パーセントとなるよう整備するものとするが、防火水槽の設置に当たってはその耐震性を考慮するとともに、全体の均衡を図りながら各地域の防災拠点における耐震性貯水槽の整備も推進する。

また、河川等の自然水利やプール、私設防火水槽等を消防水利として指定し、有効水利を確保する。

実施事業

目標年次である平成29年度までに、合計1,116個（更新分を除く）の消防水利を整備し、基準数に対する充足率を65パーセントに引き上げる。

項 目	事 業 内 容
消火栓の整備（旧豊田市）	<ul style="list-style-type: none"> 旧豊田市内の消火栓については、水道管拡張事業に併せて有効な基準水量が得られるよう協議した上で、建築物の密集状況等を勘案しながら、年間60個～100個を目途に逐次整備していく。（うち、2分の1は配管の敷設替えによる更新）
消火栓の整備（旧6町村）	<ul style="list-style-type: none"> 旧6町村内の消火栓については、今後の上下水道局の水道施設整備方針（簡易水道から上水道への敷設換え等の計画）の進捗状況に併せて逐次、整備を検討する。
防火水槽及び耐震性貯水槽の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の消防水利が消火栓に偏重することのないよう、防火水槽についても年間25個程度を目途に計画的に整備していく。 また、耐震性貯水槽（100m³）については、各中学校区に1個以上を設置するとともに、可搬式ポンプ（C-1級）及びポンプ収納庫を併設する。
私設防火水槽、自然水利等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 水利基準を補完する施設として調査の上、順次消防水利として指定を行うものとする。

個別施策 1 - 4 消防資機材の整備

現状と課題

消火活動を行うための基本となる消防ポンプ自動車、都市構造の変化に対処するためのはしご自動車や化学消防車等の消防車両については、個別施策 1 - 2 でその整備計画を示しているが、これらの車両に積載し、又は搭乗員に配備する消防資機材についても計画的にその充実及び更新を図る必要がある。

消防資機材は、火災等による被害を最小限に食い止め、市民の生命や財産を守るために不可欠なもので、その配備・更新に当たっては常に最も効果的かつ効率的な資機材を整備していくことが重要といえる。

また、今後の職員の高齢化等を考慮した資機材の整備も求められる。

整備の基本方針

各署所や各消防車両に配備する消防資機材については、その更新時や新規購入時に、規格の統一（維持管理対策）や小型軽量化（職員の高齢化対策）を図っていく。

また、消防資機材は、新たな社会需要に対応するために日々技術革新が進んでおり、単に現有の資機材を更新するだけでなく、その更新の機会を捉えて新たな資機材の整備や現有資機材以上に充実した資機材の整備を考慮していくものとする。

実施事業

計画期間中に資機材の適正な配備、計画的な更新を行う。

項 目	事 業 内 容
消防資機材の適正配備	・ 計画期間中の組織の再編等に合わせて、資機材の適正な配備を図る。
消防資機材の更新	・ 資機材の計画的な更新を行うとともに、新たな資機材への転換を図る。

施策体系 2 : 消防組織・消防体制の充実

数 値 目 標

施策体系 2 では、消防力の整備指針に基づく基準職員の確保や職員の処遇等の充実を図るとともに、効果的・効率的な組織体制の再編を目指して次の数値目標を設定する。

項 目	現 状 (1 8 年 度)	目 標 (2 9 年 度)
指揮隊の設置消防署数	0 消防署	4 消防署
旭、稲武及び下山地区 の出動体制 ()	3 台	6 台
特定任務隊設置分署数	0 分署	4 分署

1 出張所につき 1 台出動体制を 2 台出動体制に増強

背 景

本市では、昭和の時代には、相次ぐ合併や自動車産業の発展などを背景として急速に人口が増加するとともに都市化が進んだため、優先課題として都市基盤の整備や消防力の強化が図られてきた。

当時の恵まれた財政力によって、消防署所や消防資機材といったハード面での消防力の整備は進んだが、職員定数については消防力の基準に見合った増員が図られず、例えば、消防車両の乗車人員については最低人数で運用するなど、厳しい部隊運用形態が続いている。

このような中で、平成 17 年に周辺 6 町村と合併して旧あすけ地域消防組合を吸収したため、職員総数だけを考えると 70 人余り増加したものの、旧市域の 3 倍を超える広範囲な中山間地域が管轄区域となったため、全体の消防力が向上している状況にはない。

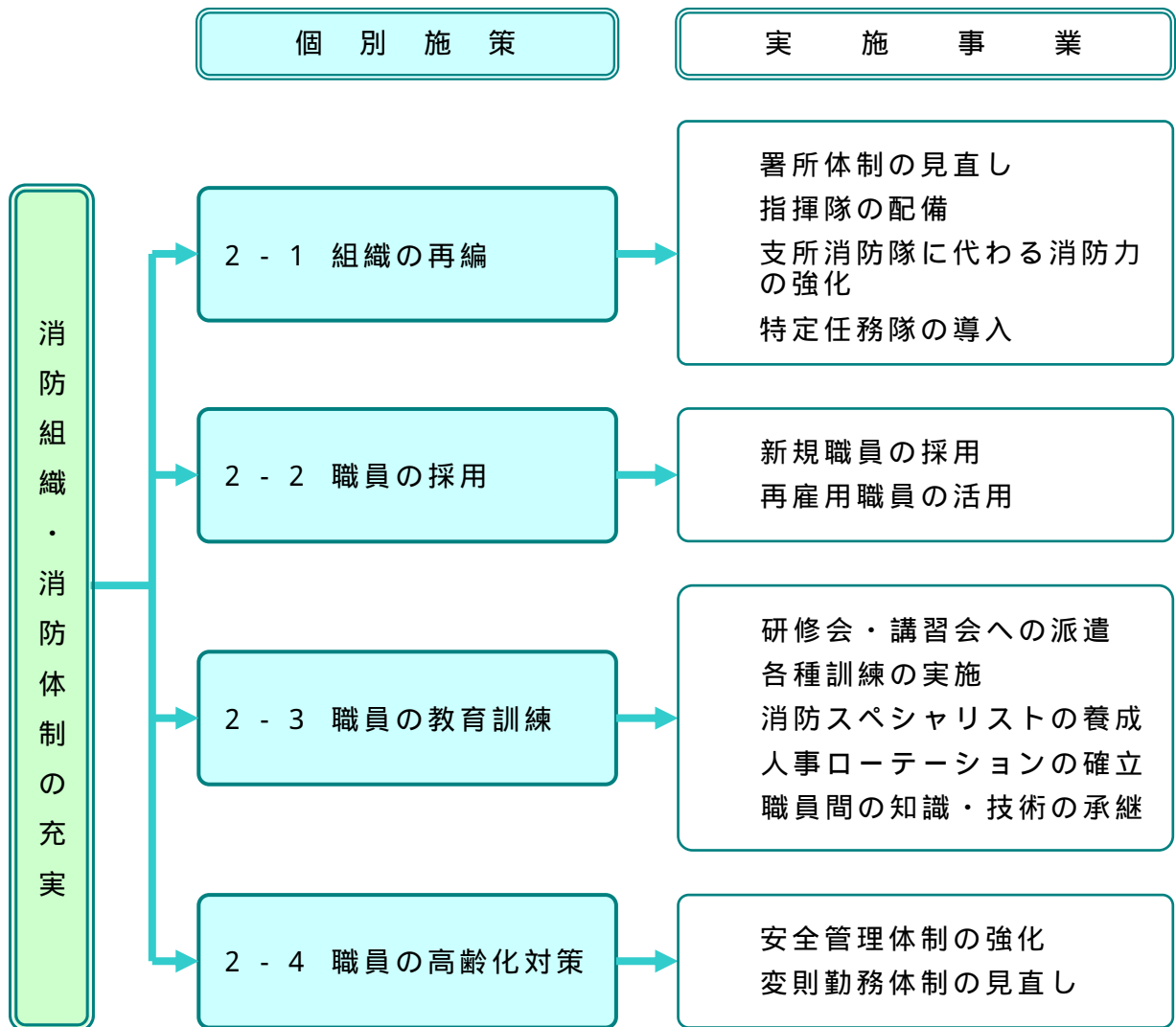
また、これまで旧町村においては、役場職員が非常備消防力として活動しており、これについては、合併後も支所消防隊としてその機能を存続させていたところであるが、行財政改革の折から支所の人員削減は避けられず、支所消防隊も平成 19 年度から廃止されることが決定している。

支所消防隊が廃止された場合、広大な面積を有する中山間地域では、人員を含めた消防力が低下することは明白であるが、市全体で予算や人員の抑制が図られている現状では、消防職員の大幅な増員は難しい状況である。

しかしながら、市域の拡大や災害の複雑化・多様化、救急需要の大幅な増加等に伴う消防力、特に人員の強化・充実が必要不可欠であり、火災予防体制の強化や消防活動の安全管理体制の充実を図るとともに、支所消防隊に代わる消防力を維持できるような職員規模を確保することが喫緊の課題である。

また、職員の増強を最小限に抑制した組織でも増大する消防需要等に対応できるよう、組織改編による任務分担の明確化や指揮隊の適正配置、部隊活動上の特定任務を付与した特定任務隊の配備、各種システムの効率的な運用、勤務体制の改善などを図ることも必要である。

施策体系 2 では、次の 4 つの個別施策と 1 3 の実施事業により消防組織・消防体制の充実を図るものとする。



個別施策 2 - 1 組織の再編

現状と課題

平成18年度現在、本市の消防組織は、1消防本部（4課）、4消防署、4分署及び8出張所という体制になっている。

これらの組織のうち、消防本部及び消防署については「消防組織法」においてその位置付けが明確に規定されているが、分署及び出張所についてはそれが必ずしも明確ではない。

配備されている消防車両その他の資機材や出動隊数等により一応の区分がされてはいるが、市域全体の消防体制や消防力を考えた場合、現在の分署・出張所の体制について見直す必要がある。

また、支所消防隊に代わる消防体制の整備や全国的に多発している職員の殉職事故を防止するための体制の強化を図るとともに、現在の消防組織をさらに効果的・効率的に運営できる組織体制としていく必要がある。

整備の基本方針

合併した旧町村のうちでも、災害活動の初動体制が特に弱い旭地区、稲武地区及び下山地区の3出張所について優先的にその消防力の強化を図るとともに、分署及び出張所については、その位置付けも含めた再編を行う。

さらに、災害現場における安全確保や効果的・効率的な災害活動の遂行のため、指揮隊の配備や特定任務隊の編成を行うとともに、救急活動の一層の高度化を推進する。

また、住宅用火災警報器等の設置を含む住宅防火対策を推進するとともに、防火対象物や危険物施設等の火災予防指導を強化するための予防体制の充実を図ることも必要であるが、これについては、施策体系5の「防火対策の推進」で取り上げることとする。

実施事業

項 目	事 業 内 容
署所体制の見直し	・分署及び出張所について、その位置付けを明確にし、管轄地域の状況を勘案しながら適正な再編を行う。

<p>指揮隊の配備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害現場における安全確保、充実した情報収集及び円滑で効果的な災害活動を遂行するため、指揮隊を4消防署に配備する。
<p>支所消防隊に代わる消防力の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動の際の水利の確保等に貢献してきた支所消防隊が廃止された場合、応援隊の到着までに特に時間を要する旭地区、稲武地区及び下山地区では、消火活動に重大な支障をきたすこととなるため、これら3地区の出張所の職員を増強して車両2台が同時に出動できる体制とする。 ・中山間地域での初動体制の強化や情報収集・支援活動の充実を図るための航空隊の配備について検討する。
<p>特定任務隊の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動の複雑化や建築物の高層化・深層化等により多様化・大規模化する災害や事故に的確に対応し、消防部隊を効率的に運用して被害を軽減するため、特定任務隊を4分署に導入する。

個別施策 2 - 2 職員の採用

現状と課題

支所の人員の縮小に伴って平成19年度から支所消防隊が廃止されることとなったが、それにより中山間地域の消防力を低下させることはできない。

消防団等の非常備消防力を利用することを考慮に入れてとしても、消防団員の就労形態が変化し、定員の確保が困難となっている現状では、当該地域における常備消防力としての署所人員を充実させることが必要である。

また、平成21年度から退職する職員数が急増するが、単に新規職員の採用で人数を確保するだけでは、高い知識と経験を持った職員の退職による消防力の低下は避けられないため、職員の採用の前倒しも考えていかなければならない。

職員の退職の状況

年 度	退職者数	年 度	退職者数
18年度	3人	24年度	16人
19年度	8人	25年度	15人
20年度	7人	26年度	17人
21年度	12人	27年度	24人
22年度	13人	28年度	18人
23年度	12人	合 計	145人

これまでも、消防職員については計画的な採用を図ってきたところではあるが、現在でも「消防力の整備指針」に基づく人員の基準数を充足しておらず、今後、さらにこの充足率を高めていく必要がある。

消防力の整備指針に基づく人員の基準数

（平成18年4月現在）

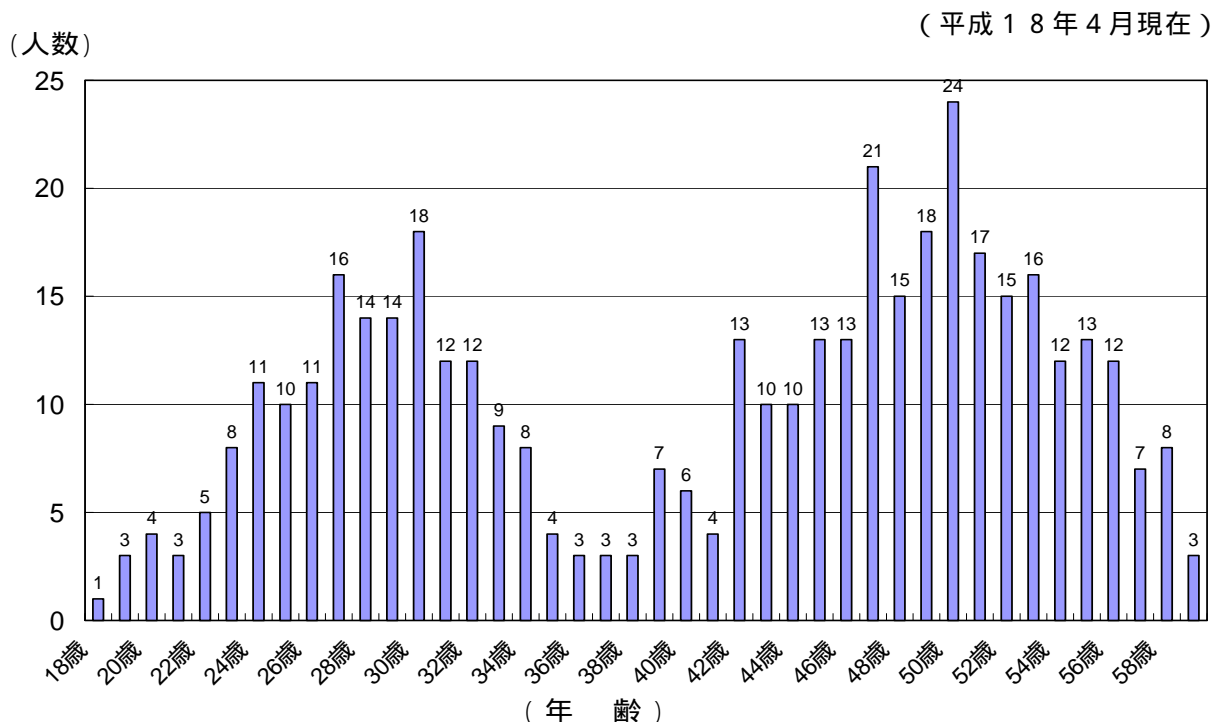
区 分	必要人員	現有人員
消防車、救急車等により出動する人員	500人	338人
通 信 に 関 す る 人 員	20人	20人
予防（火災調査含む）に関する人員（ ）	72人	35人
そ の 他 （ 庶 務 等 ） の 人 員	36人	36人
合 計	628人	429人
比 率（現有人員／必要人員）	100%	68%

基準人員（91人）から交代制勤務による人員（19人）を除いた数

また、現在の職員の年齢構成を見ると、昭和期に相次いだ市町村合併に伴って新たな消防署所を開設したための消防職員の増員と平成初期の消防需要の増加に伴う組織の充実及び藤岡・小原地区の消防業務を受託したための消防職員の増員により、2つの大きな山がある。

将来的に安定した消防力を確保するためには、職員の年齢構成の平準化を図ることが重要であり、今後の職員採用に当たっては、当該平準化を考慮した計画とすることが肝要である。

消防職員の年齢構成



整備の基本方針

退職する職員を補充して現在の職員数を確保していただくだけでは、いつまで経っても「消防力の整備指針」に基づく職員の基準数を充足することができず、ひいては、今後ますます増加していくと考えられる市民の多様な消防ニーズに応えられないことになる。

行財政改革を推し進めている市の現状から大幅な職員の増員を見込むことは難しい状況であるが、現有の消防力（人員）では、将来にわたって市民の生命と財産を守り、安全・安心なまちづくりを行っていくことは困難であると考えられるため、今後、議会や人事当局の理解を得ながら、人員の確保を図るものとする。

また、平成21年度から始まる大量退職者の発生による消防力の低下を招かないよう、採用の前倒しを計画的に行い、職員全体の平準化を図ることを人事当局に求めていく。

実施事業

計画期間中に職員の計画的な採用を図り、消防力の整備指針に基づく基準数に対する充足率を68%から75%に高める。

項 目	事 業 内 容
新規職員の採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的に安定した消防力を確保するため、退職見込み職員相当数を前倒しして採用することにより職員の平準化を図るとともに、6人から9人の増員を図る。 ・ 毎年度採用職員人数 = 8人～24人
再雇用職員の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防力の低下を防ぐために、知識と経験を有する退職職員の再雇用を図る。

職員の採用計画

	基 準 数	実 員 数	充 足 率
平成18年度	628人	429人	68%
平成29年度	643人	485人	75%

28年度までの退職者数	29年度までの補充職員数	11年間の採用職員
145人	56人	201人

現状と課題

21世紀を迎えて消防行政を取り巻く社会情勢は、科学技術や医療技術の革新、高度情報化の進展、少子高齢化社会の到来、グローバル化、市民の価値観の多様化等、様々な分野で大きく変化してきている。

このような情勢の中であって、消防行政を適正に執行し、市民の負託に応えていくためには、職員一人ひとりの資質を向上させることが重要である。

職務の遂行に必要な幅広い視野を持ち、常に新しい情報を収集し、理解するとともに、高度な専門知識と技術、想像力と実践力を習得した職員を育てるために、教育及び訓練の充実を図る必要がある。

整備の基本方針

警防活動や救急救助活動は、社会情勢の変化、技術や資機材の進化等に伴ってますます専門化していくことが見込まれる。

したがって、これまでのように職員一人ひとりに幅広い知識を持たせるだけでなく、今後は各分野において高度な知識や資格、技術を有する専門職員としての「消防スペシャリスト」の養成が必要となってくるため、当該消防スペシャリストを養成することを目的とした研修会や講習会への計画的な派遣をさらに促進するものとする。

さらに、消防ニーズの増加に対応するため、若い職員の消防や救助の技術を向上させることも喫緊の課題であり、各種訓練の充実・強化を図ることも必要である。

予防業務では、新たな性能の規定化や、違反処理の推進、防火対象物の点検報告制度の導入等に伴って、高度化・専門化が進展しているため、予防技術資格者の早期の養成が必要である。

また、初動体制の強化を図るための広域的な応援・受援体制の確立、消防無線の多重化やデジタル化を検討していく上で、その業務に従事する無線従事者についても計画的な養成を図るものとする。

なお、消防スペシャリストのうちの救急救命士と高度救助隊員の養成については、施策体系4の「救急体制の強化」及び施策体系8の「災害対応力の強化」において触れることとする。

本施策において消防スペシャリストを養成することにより、職員の専従化が進むことになるが、消防職員の全体数が限られていることから、消防スペシャリストの将来的な処遇も含めた計画的な人事ローテーションも重要である。

人事ローテーションについては、形式的・機械的にこれを行うのではなく、職員の知識や経験、能力等を把握し、職員本人のやる気を引き出せるような適正な配置について考慮するものとする。

実施事業

項 目	事 業 内 容
研修会・講習会への派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・対象職員を消防大学校へ派遣する。 ・対象職員を愛知県消防学校へ派遣する。 ・対象職員を各種実務講習会、技能講習会、資格取得研修会等へ派遣する。
各種訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・署所における通常訓練や特別訓練等を充実し、常に安全で迅速かつ的確な災害活動が行えるようにすることにより、被害等の軽減を図る。 ・隣接消防本部やその他の関係機関との連携をより強化するため、各種の合同訓練を実施する。
消防スペシャリストの養成	<ul style="list-style-type: none"> ・消防スペシャリストとして、高度な知識、資格及び技術を有する専門職員を養成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・予防技術資格者 ・無線従事資格者 ・潜水隊員 ・指揮・火災原因調査員
人事ローテーションの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員の職務である、火災予防、警防、救急及び救助の各業務は深い相関関係を有するものであり、人事ローテーションによって複数の分野の知識や技術を習得し、経験を経ることで各分野におけるより高度な職務能力を備えることができることから、計画的で適正な人事ローテーションを行う。
職員間の知識・技術の承継	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な知識や技能を有する経験職員を講師とした研修会や講演会を開催する。 ・経験職員と若手職員をペアとすること等により実務の中で知識・技術を伝承・承継できる体制づくりを検討する。

個別施策 2 - 4 職員の高齢化対策

現状と課題

平成18年度の消防職員に占める50歳以上の職員の割合は約30パーセントとなっているが、現在の職員数のままで本計画の終了年次である平成29年度まで推移し、退職者の補充を18歳から22歳の新規採用職員で充当した場合、平成29年度における50歳以上の職員の割合は約26パーセントとなり、若干ではあるが、高齢化率は減少する。

行政職と比較した場合、消防職の高齢化率が高いとは言えないが、それでも約3人に1人が50歳以上の職員である状態が続くことになる。

消防職員の総数が抑制傾向にある一方で消防ニーズは確実に増加しており、今後は、50歳以上の職員についても災害現場等へ出動し、災害活動に従事しなければならないケースが増加するものと思われる。

そのため、肉体的に下降期にあるこれらの高齢職員の処遇について考慮する必要がある。

消防職員の年齢構成

年 齢 層	平成18年度	平成29年度
18歳～29歳	100人	137人
30歳～39歳	79人	94人
40歳～49歳	123人	86人
50歳～59歳	127人	112人
合 計	429人	429人

退職した職員を18歳と22歳の新規採用職員で半分ずつ補充した場合

整備の基本方針

高齢職員の安全確保と健康維持を図ることができる体制を整備する。

実施事業

項 目	事 業 内 容
安全管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none">・ 火災、救急及び救助の災害現場等における安全管理体制を整備・充実するとともに、職員の体力強化に努める。
変則勤務体制の見直し	<ul style="list-style-type: none">・ 交替制消防職員の肉体的な負担を軽減するため、勤務体制の見直しを行う。・ 3交替制度については、職員の意見等を聴取しながら、引き続き検討する。

施策体系 3 通信体制の整備

数
値
目
標

施策体系 3 では、緊急時の通信体制等を整備・充実することを目指して次の数値目標を設定する。

項 目	現 状 (1 8 年 度)	目 標 (2 9 年 度)
119番受信から予告指令までの平均所要時間	1分14秒	1分00秒
消防救急無線の整備数 (消防団等の消防波を含む)	アナログ	デジタル
	基地局	9局
	車載局	145台
	携帯局	122台

背 景

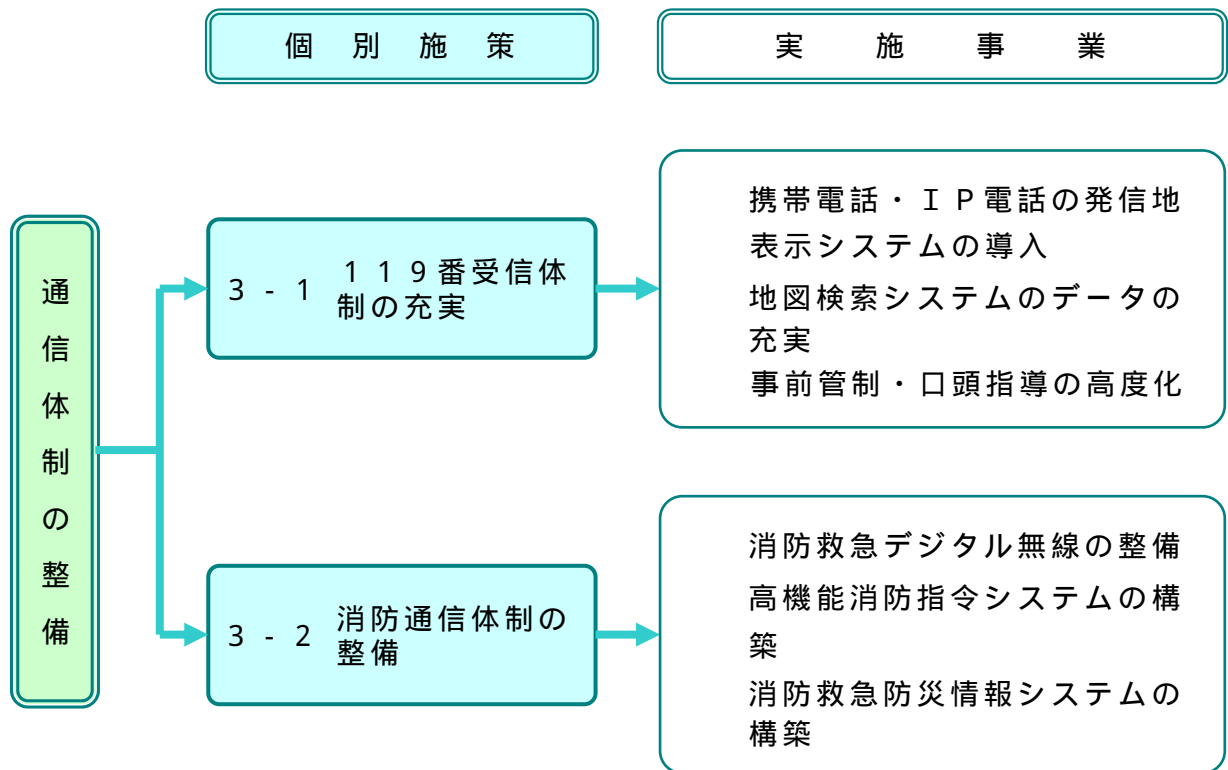
行財政改革等により消防職員の総数が抑制されている中、救急需要は年々増加の一途をたどっており、さらには、平成17年の市町村合併により広大な管轄地域を有することとなったため、救急業務における現場到着所要時間の地域格差が拡大するとともに、平均現場到着所要時間も延びる傾向にある。

このような状況で救命率を向上させるためには、今以上に受信から出動までの時間短縮を図るとともに、通報の内容から情報を的確に把握し、適切な口頭指導を行うことができる体制を構築することが必要である。

また、地震や風水害による大規模な自然災害が発生した場合や有事の場合には、地域での初動体制を充実するためにも、非常備消防力である消防団員や関係地域の住民に、素早くかつ的確にそれらの情報を伝達しなければならず、広大な市域における情報の共有化のための緊急通信体制の整備が急がれている。

さらに、近年では、専門的な知識を要する特殊な災害も増加してきており、後方から当該専門知識等について支援することができるよう、医療機関を始めとした関係各機関との連携体制を充実させる必要もある。

施策体系7では、次の2つの個別施策と6つの実施事業により通信体制の整備を図るものとする。



現状と課題

現在、固定電話においては119番通報の受信の際に発信地が表示できるため、消防自動車や救急自動車等の速やかな出動・到着に大きく寄与しているが、近年増加している携帯電話やIP電話からの119番通報については発信地表示ができず、通報者からの情報に頼らざるを得ないため、災害現場の特定に時間を要している。

また、通報現場におけるバイスタンダーによる応急手当により救命率が上昇することは明らかであり、119番通報の受信時に通報者に対して応急手当を的確に口頭指導できる通信指令員の養成を図ることが重要である。

通信指令員については、合わせて、出動している隊員に対して的確な指示を与えることができる能力も求められる。

整備の基本方針

携帯電話やIP電話による119番通報に対応する発信地表示システムの導入を図るとともに、通報者からの少ない情報にも対応できるよう、地図検索システムにおける各種情報データをさらに充実し、速やかに通報場所の特定ができるようにする。

さらに、通信指令員については、通報者や出動隊員に対する的確な口頭指導が行えるよう、研修等を通じて各種対応訓練を行う。

実施事業

項 目	事 業 内 容
携帯電話・IP電話の発信地表示システムの導入	・携帯電話及びIP電話からの緊急通報件数の増加に対応するため、位置情報通知の仕組みを構築し、発信地の位置特定時間の短縮を図る。
地図検索システムのデータの充実	・地図検索システムのデータを充実し、迅速な災害現場検索やAED設置場所の表示による適切な口頭指導が行えるようにする。

事前管制・口頭指導の
高度化

- ・ 通信指令員に対して、症例検証会への参加や救急自動車への同乗実習等を行わせることにより、緊急判断能力を向上させ、口頭指導の高度化を図る。
- ・ 119番受信時に必要な傷病者の主訴や病態（重症度や緊急度）に基づいたトリアージ・プロトコルを作成し、通信指令員の高いレベルでの標準化を図る。

個別施策 3 - 2 消防通信体制の整備

現状と課題

東海・東南海地震や集中豪雨といった大規模な自然災害が発生した場合やNBCテロを含む有事事態となった場合等には、地域での初動体制や自助・互助体制を充実させるためにも、速やかな情報伝達は不可欠である。

豊田市においても、社会部防災防犯課が中心となって地域防災無線や衛星電話等の情報伝達手段の整備を図ってきているが、平成17年の市町村合併に伴い、旧町村部での整備の遅れが問題となってきた。

豊田消防においても、旧東加茂地域の全世帯に整備されていた同報無線の個別受信機が廃止されることに伴い、当該地域の消防団員に対する呼出しや出動連絡といった情報伝達の手段が絶たれることになり、早急な対応が求められている。

また、人々は往々にして、災害や被害の情報を主にテレビやラジオ、新聞といったマスメディアを通じて入手しているが、豊田市という限定された地域における災害や被害の詳細な情報についてはほとんど入手不可能であり、地域での初動対応を充実させるためには、地域の災害・被害情報をいち早く家庭や地域、関係機関等に伝達し、情報の共有化を行うことができる体制の整備を図る必要がある。

整備の基本方針

現在、本市の消防救急無線設備は、基地局無線設備（9か所）、固定局無線設備（12か所）及び陸上移動局無線機（車載無線機145台・携帯無線機122台）が配備されているが、すべてアナログ式であり、今後のデジタル化移行に伴い、社会部防災防犯課が所管する防災行政無線と調整を図りながら、これらの消防救急無線のデジタル化を進める。

また、災害現場の映像等を受信できる衛星系超小型地球局（VSAT）の消防本部への設置について調査・検討を行う。

さらに、災害応急対応を迅速かつ的確に実施するため、行政や地域、市民、企業が災害や被害の情報を共有化できる体制の構築を図るものとするが、これについては、地域防災計画を所管する防災防犯課と連携しながら推進する。

実施事業

項 目	事 業 内 容
消防救急デジタル無線の整備	・ 消防救急無線のデジタル化移行に伴い、消防救急デジタル無線の整備を図る。
高機能消防指令システムの構築	・ 現行の消防総合指令システムの老朽化と消防救急無線のデジタル化移行に対応するため、高機能消防指令システムを構築する。
消防救急防災情報システムの構築	・ 災害情報や被害情報を一元化するとともに、行政と消防団、自主防災組織等との双方向で情報連絡を行うことができるシステムの構築に向けての検討を進め、初動対応の強化を図る。

施策体系 4 救急体制の強化

数値目標

施策体系 4 では、増加の一途をたどっている救急需要や年々高度化する救命措置等に対応するため、次の数値目標を設定する。

項 目	現 状 (1 8 年 度)	目 標 (2 9 年 度)
救急救命士の総数	63人	112人
薬剤救命士の総数	17人	112人
挿管救命士の総数	11人	34人
不急利用者の割合	23%	12%
応急手当指導者の総数	300人	1,400人

背景

救急活動は、火災予防活動、消火活動及び救助活動と並んで、消防行政の一翼を担っている活動であるが、その需要は増加の一途をたどっており、また救命措置についても年々高度化してきている。

本市においては、これらの需要に応えるため16隊の救急隊のすべてを高規格救急車と救急救命士等で運用するとともに、大規模な災害等で多数の傷病者が発生した場合に現場において迅速な対応ができるよう、応急救護コンテナを中消防署に配置し、救急体制の充実に努めているところである。

救急に対する国民のニーズに応え、救急現場や搬送途上における応急処置の充実による傷病者の救命率の向上を図るために、平成3年から救急救命士の制度が導入され、より高度な観察及び応急処置を行うことができるようになったが、平成16年からは救急救命士による気管挿管が、平成18年からは薬剤投与が可能となり、さらなる救命率の向上が期待されている。

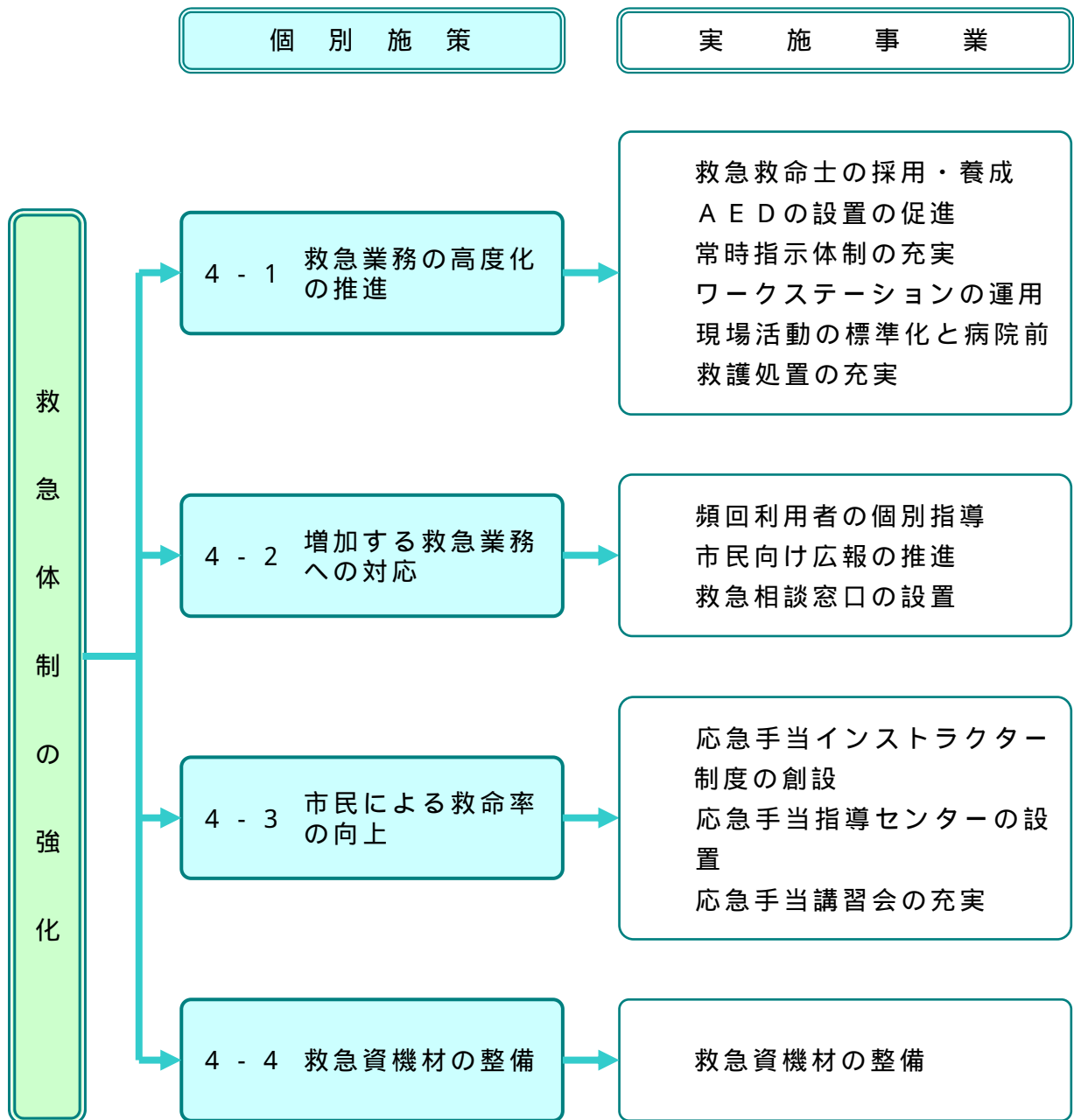
本市においてもこれらの資格を持った救急救命士の養成を推進し、救急体制の充実を図っている。

しかし、高齢者人口の増加や核家族化の進展等の社会構造の変化に伴って救急需要が年々増加の一途をたどっている中、行財政改革の推進や厳しい財政状況、さらには救急隊員に対する教育訓練の制約等を考慮すると、救急需要の増加に合わせて救急隊員の数を増加させることは困難な状況にある。

これにより、救急業務における需給ギャップが拡大し、現場到着所要時間が遅延する傾向にあり、また、病院間の救急搬送である転院搬送では、高度医療機関への遠距離搬送の場合などには1件当たりの活動時間が長時間となり、その間の当該救急隊の管轄地域での救急体制等に支障が生じることもある。

改正された消防力の整備指針では、消防隊員と救急隊員の兼務基準が設定されるとともに、救急自動車に搭乗すべき救急隊員について医療従事者が同乗する転院搬送時の緩和が図られるなど、増加する救急需要への対応がなされているが、高齢化のさらなる進展等に伴い、今後も救急需要が増加し続けることが予想され、真に緊急を要する傷病者への対応の遅れによる救命率の低下が懸念されるところである。

施策体系 4 では、次の 4 つの個別施策と 1 2 の実施事業により救急体制の強化を図るものとする。



現状と課題

近年、救急救命士の制度が創設されて以来長年の懸案事項であった救急救命士の処置範囲の拡大が進められてきている。

平成15年4月からは包括的指示下での除細動処置が、次いで平成16年7月からは気管に直接チューブを挿入して酸素を送る気管挿管の処置が、さらに平成18年4月からは救命効果が高いとされる薬剤投与（アドレナリン）が開始されている。

これらの改正に伴い、救急業務は、これまでの医療機関への搬送を主体とした救急活動から、医療職である救急救命士を中心とした医療の一環としての病院前救護体制の中に組み入れられることになった。

しかし、救急救命士の処置範囲の拡大を中心とした救急業務の高度化を図るためには、その前提として、医師の具体的指示が常時継続して受けられる体制の整備、プロトコルの作成、事後検証体制の整備といったメディカルコントロール体制のより高いレベルでの構築が必要不可欠である。

さらに、救急救命士にあっても高度な知識や技能が要求されることとなり、その知識・技能を常に保つための再教育や生涯教育といった体制づくりも重要である。

本市においてもメディカルコントロール体制の整備を図るとともに、気管挿管や薬剤投与の資格を持った救急救命士の養成を推進し、救急体制の充実を図っており、救急救命士については、平成18年度にはすべての救急隊に救急救命士が配備されたが、救急需要の増加や職員の高齢化、経験職員の大量退職等を考えた場合、さらに複数の救急救命士を確保することが必要である。

整備の基本方針

病院前救護体制は、心肺停止傷病者に対する救急救命士の処置範囲の拡大を中心に整備が進められているが、これらの処置に対応できる救急救命士の採用及び養成を推進するとともに、効果的な再教育体制についても検討する。

また、救急業務の高度化に的確に対応するとともに、AEDの設置促進、応急手当の普及、医療機関との連携強化等により、救急力を総合的にレベルアップし、救命率を向上させる。

さらに、重度外傷患者については、現場での適正な処置と早期の病院搬送により外傷死の約40%が救命できるという研究報告に基づき、重度外傷傷病者に対する救急隊の現場活動技術のレベルアップと高度治療医療機関への早期の搬送体制を構築する。

実施事業

項 目	事 業 内 容
救急救命士の採用・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急救命士の養成を行い、救急救命士常時2名乗車体制を目指す。 （ 毎年度の養成計画人数 = 4 ~ 5 人 ） ・ 職員採用の際、救急救命士の資格保有者の採用について考慮する。 ・ 薬剤投与のできる救急救命士を養成する。 （ 毎年度の養成計画人数 = 9 ~ 10 人 ） ・ 気管挿管のできる救急救命士を養成する。 （ 毎年度の養成計画人数 = 2 ~ 3 人 ）
A E D の設置の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、公共施設を中心として A E D の設置が進められているが、さらに、事業所等への設置、（仮称）街かど救急ステーションへの設置等を指導し、企業や地域と連携して A E D の普及促進を図る。 ・ 消防隊が救急隊より先に現場に到着する可能性を考慮して、消防隊用 A E D を整備する。
常時指示体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急救命士の特定行為の実施に当たっては医師の具体的な指示がその前提条件であることから、指示医療機関との間のオンラインによる常時指示体制（電話交換手や看護師等を介在することなく、直接医師から指示を受けることができる体制）のさらなる充実を図る。
ワークステーションの運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医学的見地からの救急隊員の再教育は、救急隊活動内容の質の向上に不可欠であり、救急ワークステーション方式（救急車を病院に待機させながら研修を行い、救急出動の際に当該病院から直接出動する方式）を通じて効果的な再教育体制を構築する。
現場活動の標準化と病院前救護処置の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急現場で重症度判定を正しく行い、適切な医療機関へ搬送できる体制を構築するため、現場活動の標準化を行なう。 ・ 医師による J A T E C と連携した体制を構築するため、J P T E C 等の外傷病院前救護処置プログラム研修を受講した救急隊員を、救急隊1隊に常時1人以上配置する。 <p style="margin-left: 40px;">J A T E C （Japan Advanced Trauma Evaluation and Care） = 医師に対する標準的外傷初療ガイドライン</p> <p style="margin-left: 40px;">J P T E C （Japan Prehospital Trauma Evaluation and Care） = 救急隊向け病院前救護処理ガイドライン</p>

個別施策 4 - 2 増加する救急業務への対応

現状と課題

救急業務は、市民にとって必要不可欠な行政サービスとして定着しているが、救急出動件数が年々増加している一方、財政事情や人員削減策等によって救急隊員の充実を図ることは困難な状況にあり、需給ギャップが拡大しつつある。

今後も高齢化のさらなる進展や住民意識の変化に伴って救急需要が増加し続けることが予想されるところであるが、需給ギャップにより現場到着所要時間が遅延し、救命率に影響が出ることも危惧されている。

国としても消防力の整備指針において、消防隊員との兼務基準や転院搬送の際の救急隊員の削減等の対応を示してきているが、現に需給ギャップは拡大の一途をたどっており、高齢化のさらなる進展やそれに伴う独居高齢者世帯の増加、核家族化の進展、コミュニティ意識の希薄化などが叫ばれる中、救急需要の増大に対する対策は喫緊の課題である。

本来、救急業務は、住民の生命や身体を守る業務であり、安易に救急車が要請されたり、結果的に消防機関による対応が必要でない事案に救急車を出動させること等によって、真に緊急性を有する傷病者に対する迅速かつ的確な対応に支障を来たすことがあってはならないものである。

しかしながら、救急隊の迅速な活動を阻害し、真に緊急を要している重症患者への対応を遅らせるといった迷惑行動を取っているという自覚のまったくない頻回利用者や、定期的な通院に当たって救急車をタクシー代わりに常用する悪質な利用者が往々にして見受けられる。

また、高齢者からの要請や乳幼児に係る要請の大半は、軽症者であることが多いということも全国的な統計で判明している。

もちろん軽症者であるからといって、緊急性の観点から救急車による搬送の必要性がないとはいえないが、これらの患者が救急需要を増大させていることは確かであろう。

核家族化の進展やコミュニティ意識の希薄化といった社会的背景や小児救急をめぐる医療体制上の問題などがこれらの人々を生み出しているともいえるが、これらの安易な救急要請を減少させ、真に救急出動が必要な重症患者に迅速かつ的確に対応することが必要である。

整備の基本方針

真に必要なであるとは考えられない救急需要を抑制するためには、市民に対して現在の救急の実態を伝え、理解を得ることが重要であり、メディアやポスター、パンフレット等、様々な手段を活用して市民への広報活動を行う。

さらに、軽症であっても相談する相手がいなくて119番通報に頼ってしまうといった高齢者や乳幼児の母親に対しては、病院情報を提供している愛知県救急医療情報センターや厚生労働省の小児救急電話相談事業等の存在をPRし、その利用を促すとともに、民間患者搬送事業者等の代替的な交通手段情報の提供や応急手当の相談窓口として、救急相談窓口を設置する。

この場合、利用者の便宜を考慮して、119番に類似するような簡易で特別なコール番号を活用できるようにすることが望ましいが、これについては、既の実施されている厚生労働省の小児救急電話相談事業（#8000）や警察庁の相談窓口（#9110）といった短縮コールサービスが参考になる。

また、救急需要の増加の一因となっている転院搬送業務については、現在病院救急車や民間委託等の活用について総務省消防庁が検討しているところであるが、本市においても関係する医療機関等と協議を行ない、その解決に向けた検討を進める。

なお、救急サービスの経費負担（有料化）については、そもそも需要抑制を目的とするのか、財源確保を目的とするのか、いかなる搬送を対象とし、徴収の仕組みや料金の額はどのようにするのか、需要の多寡に応じて生ずる地域格差をどう考えるのか等々、整理しなければならない問題が多く、公平性や公正性の観点からの論点も多岐に分かれており、国において国民の議論の下で検討する課題であるため、本基本計画には反映しないものとする。

実施事業

項 目	事 業 内 容
頻回利用者の個別指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迷惑行為の自覚のない頻回利用者に対して、福祉部局等と連携して戸別訪問を行い、救急の実態についての理解を求める。
市民向け広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急車の適正利用を呼びかけるポスターを市民から公募し、優秀作品を広報に利用する。 ・ 適正利用に関するパンフレット等を作成して公共施設や医療機関に配置し、市民へPRする。 ・ 救急車を呼ぶべき状態と自分で対処してもらう状態とについて具体的事例で分かりやすく解説した資料を作成し、広報とよた等を利用して市民に周知する。
救急相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急相談窓口を設置し、軽症利用者等に対して民間の患者搬送事業者等の代替交通機関や病院情報の提供、応急手当相談等のサービスを行う。

個別施策 4 - 3 市民による救命率の向上

現状と課題

救急事故が発生した場合、バイスタンダー（現場に居合わせた人）が速やかに適切な応急手当を施すことにより、傷病者の救命率が大幅に向上することは医学的見地からも明らかになっているが、現実には、救急車が現場に到着するまでの間、家族や通行人等が現場に居合わせながら何ら応急手当を施すことなく、そのまま放置しているケースが少なくない。

これは、放置を容認しているのではなく、応急手当を施したくともその知識がないことが原因であり、できるだけ多くの市民に応急手当の知識や技術を身につけてもらうことが必要である。

米国での調査研究によれば、成人人口の20パーセントが人口呼吸や心臓マッサージ等の講習訓練を受けていれば、病院外で心停止になった人の死亡率が大幅に減少するという結果が出ている。

しかし、本市においては、平成15年度から平成17年度までの間に3時間以上の応急手当講習を受けた者は約1万4,000人で、成人人口の20パーセントには程遠い状況にあり、市民を対象とした応急手当講習等の一層の普及啓発が急務である。

さらに、応急手当手技を維持するためには2年ごとに講習を再受講することが望ましいが、これも十分に受講されているとは言いがたい状況にあり、受講者への周知を含めた対応が必要である。

また、市民への応急手当知識の普及は、救急事故の際の救命率の向上を図るという本来の効果だけではなく、大規模災害等における自主救護能力の向上や救急業務に対する理解の促進による救急車利用の適正化といった効果も見込むことができるため、応急手当講習会は今後ますます重要となってくる。

ただ、人員不足のために査察業務や緊急出動業務と兼務して応急手当の指導業務を行なっている現状では、講習会の回数を増やすことにも限度があるため、講習会のあり方や組織・人員の再編等も考慮に入れながら、市民の希望に応じた応急手当講習の普及啓発を図っていく必要がある。

整備の基本方針

応急手当の普及促進のため、消防職員による指導普及に加えて、（仮称）応急手当インストラクター制度（1）の創設や応急手当普及員制度（2）により、市民の希望（開催日時や開催場所、回数等）に沿った応急手当講習会を開催できる体制を整備することにより、受講者の増加を図る。

- 1 応急手当インストラクター制度とは、市民を対象とした応急手当講習会において、消防職員以外の指導員資格者（看護師OBや消防職員OB等）による応急手当講習養成専門チームを創設し、休日や夜間の応急手当講習会等に対応する制度をいう。
- 2 応急手当普及員制度とは、企業の保健担当者や自治区の役員、教職員等の地位にある者に対して一定の講習を実施し、その所属する企業の従業員や自治区の住民、学生・生徒等に対して応急手当を指導できる知識や技術を有する者として消防長が認定を与える制度をいう。

実施事業

項 目	事 業 内 容
<p>応急手当インストラクター制度の創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）応急手当インストラクター制度を創設し、個々の市民の要望（開催日時や場所、回数等）により近い機動的な応急手当講習会を開催することにより、救命率の向上や救急車利用者の適正化等を図る。 ・全世帯に1人以上の講習会修了者がある状態を目指す。
<p>応急手当指導センターの設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員のOB等によって（仮称）応急手当指導センターを設置し、各種情報や推進計画の管理、応急手当普及員の養成、講師の派遣や指導用人形の貸出し手続等について一括管理し、市民への応急手当の普及啓発活動を促進する。
<p>応急手当講習会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校や高等学校の保健体育の授業において止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当についての指導を充実させるため、教職員を心肺蘇生法の実習やAEDの知識の普及を含む各種講習会に参加させ、その指導力の向上を図る。 ・企業の保健担当者や自治区役員、教職員等を応急手当普及員として養成し、当該所属の関係者（市民）に対して応急手当の普及啓発を図らせる。

個別施策 4 - 4 救急資機材の整備

現状と課題

増加の一途にある救急需要において救命率や社会復帰率を向上させるため、気管挿管や薬剤投与といった新たな応急処置が導入されてきており、それらの処置に対応するための高度な救急資機材の整備が急務となっている。

今後、さらに挿管救命士や薬剤救命士が増加していくことになるが、救急現場での確実・迅速な活動や救命処置技術の向上のためには日々の訓練が必要不可欠であり、これに必要な訓練用救急資機材の整備も重要となってくる。

また、救急活動の基本となる国際的な「心肺蘇生ガイドライン」は概ね5年ごとに見直しがされており、当該見直しに伴う活動方法の変更等により、新たな資機材の導入や交換が求められることになる。

最近では、肝炎やエイズ等の感染防止についても重要視されてきており、活動する消防職員のみならず、搬送傷病者から他の搬送傷病者への感染を防ぐために、一層の消毒・滅菌処理が要求されている。

整備の基本方針

救急活動の高度化に対応した資機材の整備・充実を図るとともに、心肺蘇生ガイドラインの変更の際には、当該変更に適した資機材への変更を考慮する。

また、救急資機材は常に新たなものへと進化しているため、現有資機材の更新の際には、常に最新式の資機材を導入していくものとする。

感染防止のための消毒・滅菌資機材にあっては、発がん性のあるガスを使用している機器からそのおそれのない機器への変更を図るとともに、ディスプレイ製品（再使用せず、消毒・滅菌の必要がない製品）の使用についても考慮していくこととする。

救急活動の高度化に対応するために必要な訓練資機材の整備に当たっては、高度救急の中心となる消防署や分署を中心に、高度救命処置訓練の可能な訓練用人形等を計画的に整備していく。

実施事業

項 目	事 業 内 容
救急資機材の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 救急救命士の救命処置内容の高度化に対応した訓練用人形その他の救急資機材について、計画的な整備を図る。・ 発がん性のあるエチレンオキシドガス滅菌器から高圧蒸気滅菌器への転換を図る。・ 医師等の意見も参考にしながら、新たな応急処置に対応できる救急資機材の導入を図るとともに、計画的な更新を行う。

施策体系 5 防火対策の推進

数
値
目
標

施策体系 5 では、市民、事業者及び行政が共働して火災予防を推進することを目指して次の数値目標を設定する。

項 目	現 状 (1 7 年 度)	目 標 (2 9 年 度)
住宅用火災警報器等の設置割合(新築・既存)	(未 調 査)	9 0 %
防火対象物の年間査察件数	1 , 6 5 0 件	3 , 0 0 0 件
防火対象物の定期点検報告の割合	3 7 %	7 0 %
危険物施設の年間査察件数	2 7 4 件	5 6 0 件
防災学習センターの年間利用者数	() 1 8 , 7 9 6 人	3 0 , 0 0 0 人

現状の欄の利用者数は、平成 1 6 年度実績

背 景

火災から市民の生命と財産を守り、市民の安全を確保することは消防行政の目的であるが、火災予防のためには、消防機関だけではなく、他の行政機関や事業所、地域さらには市民が、それぞれ自らの責任と役割分担を認識し、相互に共働して総合的な連携を図ることが重要である。

住宅火災による死者は、建物火災における死者の概ね 9 割を占めているが、その中でも、高齢者の死者発生率が他の年齢層に比べて極めて高い。

これら高齢者を含めた災害弱者に対する対策を中心として、住宅の防火安全性を高めていく施策を総合的に促進することが急務となっている。

また、全国的に放火件数が年々増加してきており、深刻な社会問題となっているが、本市においても火災の出火原因別のトップが放火(放火の疑いを含む。)であることから、早急に関係機関や地域との連携を強化し、各地域での取組を支援することによって、放火されないまちづくりを推進することが必要である。

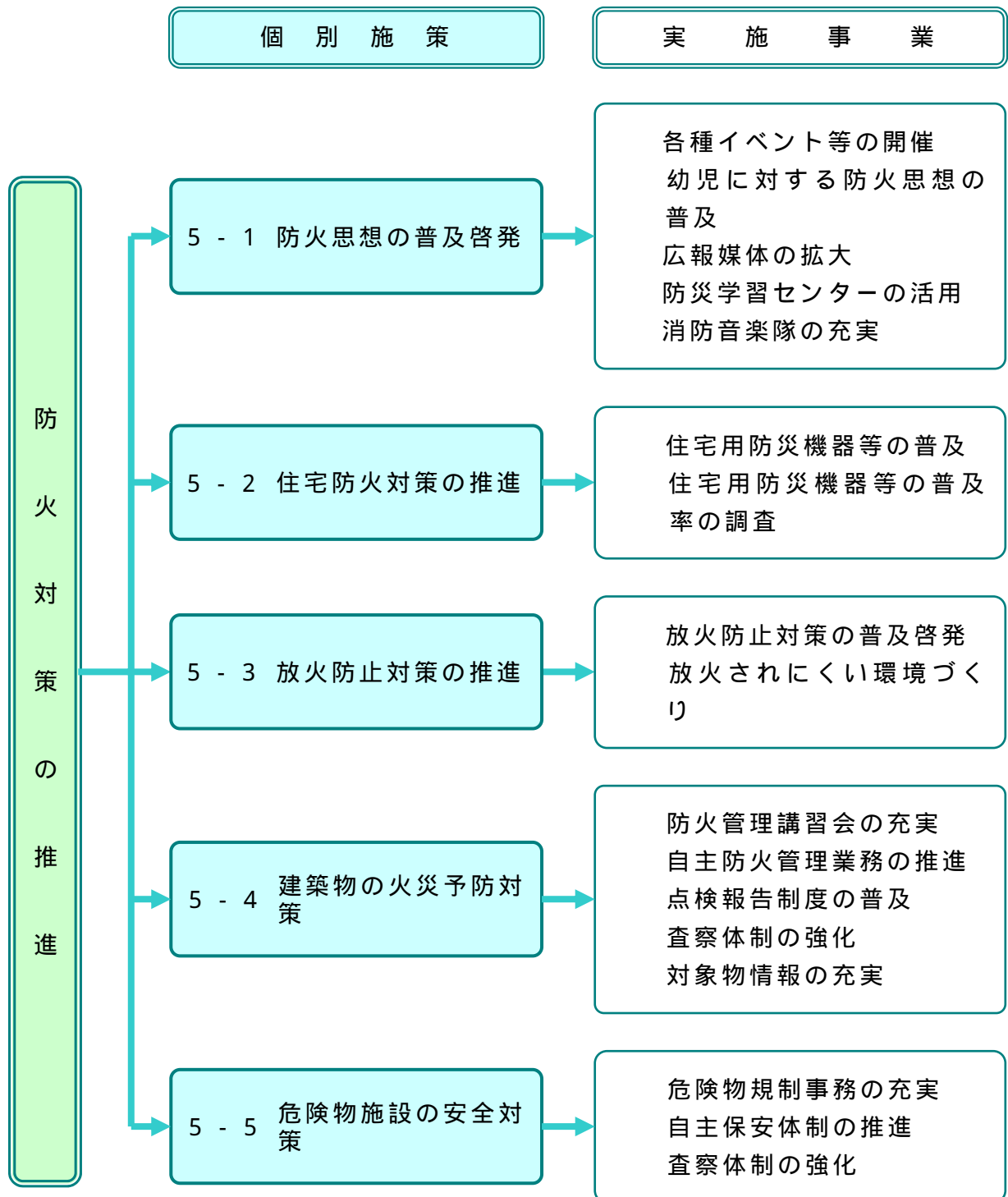
一方、建築物に対する防火対策では、平成13年に発生した新宿歌舞伎町のビル火災を契機として平成14年4月に昭和49年以来の消防法の大幅な改正が行なわれ、市民が勤務又は出入りする事業所の建築物や関係者に対する規制が強化されるとともに、消防機関についても立入検査制限の見直しや措置命令主体の拡大といった権限拡大による適切な予防行政の遂行が求められることとなった。

さらに、建築物の大規模化・高層化・複雑化に伴い、消防用設備等に従来の「仕様規定」に加えて「性能規定」が導入されたことや大臣認定による特殊消防用設備が法制化される等、建築物に関する予防行政を遂行していくためには高度で専門的な知識が不可欠となってきおり、それらに対応できる人員を確保するとともに、いかに効果的かつ効率的に建築予防行政を行なっていくかが課題となっている。

危険物施設にあつては、工場における一般取扱所の数が産業経済の発展とともに増加したことにより、人的要因を含めて当該一般取扱所に起因する災害が増えてきている上、昭和40年代に埋設された地下タンクが、経年劣化に伴う漏えい等によって災害を引き起こす可能性も危惧されている。

現在、消防機関においては、許認可審査や完成検査を行なうとともに、立入検査等を通じて危険物の取扱者に安全管理指導を行い、安全の確保を目指しているが、限られた人員と時間の中でいかに効果的かつ効率的に査察を行なっていくかが課題となっている。

施策体系5では、次の5つの個別施策と17の実施事業により防火対策の推進を図るものとする。



個別施策 5 - 1 防火思想の普及啓発

現状と課題

予防対策では、火災の発生の防止とともに、火災が発生した場合の通報、初期消火、安全避難等の活動を市民の誰もが行えるよう、火災予防に対する知識と理解を深めることが重要である。

そのために、秋及び春の火災予防運動を始めとして、各種のイベントや講座を開催するとともに、広報とよた、FMラジオ、ケーブルTV等のマスメディアを活用した防火PRを行っているが、広報活動については、対象者の国籍や年齢、職種等を勘案しながら実施することが肝要であり、外国人を対象とした外国語のパンフレットや視聴覚障害者に配慮した点字パンフレット、音声テープ等の作成を考慮する必要もある。

また、平成15年には防災指導車として起震車の「防サイ君」を導入し、市内各所で地震体験をしてもらうとともに火災予防指導を積極的に行っている。

さらに、大人も子どもも楽しみながら防災知識を習得できる施設として平成6年にオープンした消防本部1階の「防災学習センター」については、利用者の減少傾向が見られたために平成17年度に全面リニューアルし、新たな施設を導入したところである。

防災学習センターの利用状況

年 度	年 間 利 用 者 数	前 年 度 比 較
平成12年度	24,874人	
平成13年度	28,610人	3,736人
平成14年度	25,260人	3,350人
平成15年度	25,513人	253人
平成16年度	18,796人	6,717人
平成17年度	17,803人	(993人)

平成17年度の利用者数は、リニューアルのために閉館する前の4月から9月までの利用者数である。

整備の基本方針

市民が魅力を感じるとともに、親子連れで楽しめる各種イベントや講座を開催し、参加者の防火意識の高揚を図る。

また、幼児期から少年期までの成長に合わせて、火の取扱いに関するしつけや災害の予防方法等に関する学習を行い、子どもの頃から防火思想を育む。

起震車「防サイ君」の利用回数及び「防災学習センター」の利用者の増加を図るため、積極的なPR活動や各種イベントを実施するとともに、ケーブルTV等のマスメディアをさらに利用し、市民へ様々な情報提供を行うことにより防火思想の普及啓発を図る。

実施事業

項 目	事 業 内 容
各種イベント等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ Y O U ・ 遊：消防フェスタや各消防署でのイベントについて、リピーターを確保できるような新たな工夫を凝らしながら、これを継続する。 ・ 市内の小中学校の生徒を対象とした消防子ども写生大会や消防ポスターコンクール等についても引き続き開催し、子どもの頃から防火思想を育む。
幼児に対する防火思想の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼年消防指導者会議等の機会を捉えて保育師や幼稚園教諭等に対する防火研修を実施し、幼児を指導してもらうことにより、将来、災害を防止し、自ら生命や財産を保全することができる能力を持つ大人となるための素地を培う。
広報媒体の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども、学生、成人、高齢者といった各年齢層に合わせた普及啓発用グッズを工夫する。 ・ 外国人を対象とした外国語のパンフレットや視聴覚障害者を対象とした点字パンフレット、音声テープといった広報媒体を作成し、防火思想の一層の普及啓発を図る。
防災学習センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災学習センターにおいて、集客性のある各種イベントや防火に関する講習会等を開催し、利用者の拡大を図る。 ・ 旧町村の利用者を拡大するため、送迎バスの導入を検討する。
消防音楽隊の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防音楽隊を充実し、各種のイベントに参加することにより防火思想の普及啓発を図る。 ・ 年2回のふれあいコンサートを充実・継続するとともに、35周年記念コンサートや40周年記念コンサートを企画・実施する。

個別施策 5 - 2 住宅防火対策の推進

現状と課題

住宅の防火安全対策については、居住者が自己責任において安全性を確保すべきとの考えから、これまで消防法の規制の対象外となっていた。

しかし、近年、住宅火災による死者数が増加していることから、国は今までの方針を抜本的に見直し、平成16年の消防法の一部改正ですべての住宅に「住宅用火災警報器等」の設置を義務付けた。

本市においても火災予防条例を改正して住宅用火災警報器等の設置や維持に関する基準を整備するとともに、住宅における火災予防を推進するための施策を実施することを責務として規定し、これに対応しているところである。

平成18年6月以後に新たに建築される住宅については、改正消防法による住宅用火災警報器等の設置の義務付けや各関係機関による連携指導もあって防火対策を施した住宅が増えてきているが、既設の住宅については、未だに防火対策がなされていないものが多い。

また、高齢化や核家族化の進展に伴い、今後ますます高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者の世帯が増加することが見込まれるが、これらの高齢者世帯において住宅用防災機器等の設置を促進するとともに、防火意識を育てていくことが必要である。

もちろん、その他の市民に対しても住宅防火対策の重要性を積極的にPRし、火災に強い住宅の普及啓発を促していくことも重要な課題である。

整備の基本方針

住宅の防火対策に対する個人責任の意識を向上させるとともに、市民と地域、事業所及び行政が連携して住宅用火災警報器等を始めとした住宅用防災機器や防災製品の設置・普及を図り、住宅における防災対策を促進する。

さらに、火災に強い住宅を目指すための住宅防火情報の提供や防火意識のさらなる高揚を図ることにより、住宅の防火安全性能を向上させ、住宅火災による財産被害額や死傷者数を減少させる。

実施事業

項 目	事 業 内 容
住宅用防災機器等の普及	<ul style="list-style-type: none">・ 関係機関等と連携し、各種イベントや講習会といった様々な手段を用いることにより、住宅用火災警報器等を始めとした住宅用防災機器の普及促進を図る。・ 火災による被害の低減に効果の高い防災製品についても、その普及促進を図る。
住宅用防災機器等の普及率の調査	<ul style="list-style-type: none">・ 市民意識調査等の各種調査を利用して住宅用防災機器等の設置状況を調査し、普及率を向上させるための検討資料とする。

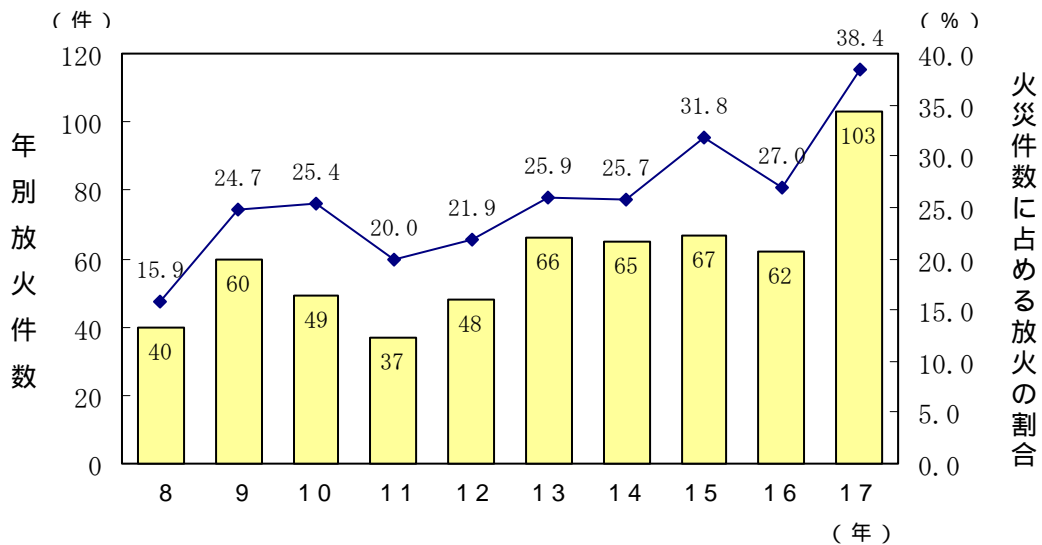
現状と課題

全国的に放火犯罪が増加してきており大きな社会問題となっているが、放火は、いつどこで発生するかを把握するのが困難な犯罪であり、発生してからその都度対応しているというのが現状である。

本市においても、平成9年から火災発生原因の1位がそれまでのたばこから放火（放火の疑いを含む。以下同じ。）になっており、その割合は年々増加している状況にある。

いつどこで発生するか分からない放火を防止するためには、一人ひとりが防止対策を心掛けるだけでなく、地域ぐるみで放火されにくい環境をつくることが重要であり、地域が一体となって防火活動や建物の放火予防対策等を促進するとともに、行政においても、広報活動や防火教育等を通じて、地域を支援していくことが必要である。

放火（放火の疑いを含む。）の推移



整備の基本方針

国が示している「放火火災防止対策戦略プラン」等を活用するとともに、豊田市独自の放火防止対策要綱等を策定する。

放火されにくい環境を作るために、警察等の関係機関や地域との連携を強化するとともに、それぞれの地域における取組を支援する。

また、東海環状自動車道や伊勢湾岸自動車道等の開通に伴って道路法面が増加しているが、これら道路法面への放火についても、関係機関と連携しながらその対策を確立する。

実施事業

項 目	事 業 内 容
放火防止対策の普及啓発	<ul style="list-style-type: none">・ 放火火災防止対策戦略プランや放火防止対策要綱を活用して、市民や事業者への放火防止対策の普及啓発を図る。
放火されにくい環境づくり	<ul style="list-style-type: none">・ 放火防止ネットワーク会議を設置し、地域と連携したパトロール等を実施する。・ 市民と共働して放火連絡網や放火マップ、放火防止対策評価シート等を作成することにより、地域における放火防止対策の推進を支援する。

個別施策 5 - 4 建築物の火災予防対策

現状と課題

1) 防火管理体制

一定の収容人員を有する事業所の管理について権原を有する者は、当該事業所の火災予防対策の一つとして防火管理者を選任し、これを消防機関に届け出ることが義務付けられている。

防火管理者を選任し、防火管理体制の充実を図ることは、事業所の自主防火管理の根幹であるが、防火管理者を選任し、届け出なければならない防火対象物であるにもかかわらず、防火管理者が選任されていないものが未だに多数存在している。

これには、防火管理者の資格取得のための講習会を受講したいという希望者は多いものの、本市が年3回実施している甲種防火管理新規講習の定員に限りがあるため希望者全員が講習会を受けられない、という問題もある。

さらに、防火管理者の選任が行われている事業所であっても、消防計画が提出されていない、訓練が実施されていない、消防用設備等の点検が未実施である等、十分な防火管理が行われていないという防火対象物も、中小規模の事業所を中心として多く見られるところである。

また、不特定多数の市民が利用する一定規模以上の建物について、1年に1回、防火対象物点検資格者がその防火管理状況を点検し、管理権原者が消防機関に報告することを義務付けた「防火対象物点検報告制度」についても、当該制度導入から日が浅く、十分な周知がなされているとはいえない状況にある。

防火管理者選任届出の状況（平成17年度）

届出が必要な防火対象物の数	防火管理者の選任届出数	届出割合
3,627件	2,105件	58%

2) 防火対象物の査察

事業所等に消防職員が直接立ち入って位置、構造、設備及び管理の状況を検査する「査察」は、消防機関が当該防火対象物の実態を把握することにより、関係者に対して火災予防上の適切な指導を行い、万一の出火に際しても被害を最小限に止められるよう予防安全対策に万全を期することを目的として実施しているものである。

本市における防火対象物の査察は、予防課の専従員、消防署の予防管理担当の兼務員及び火災救急を担当する交替制職員が、規模や用途を限定して実施しているが、年間の査察の実施割合は、全国平均の半分以下となっている。

防火対象物の査察実施状況

	豊 田 市			全国平均
	防火対象物数	査察件数	実施割合	実施割合
平成13年度	11,792	1,216	10.3%	30.3%
平成14年度	11,918	1,611	13.5%	28.2%
平成15年度	12,541	1,735	13.8%	27.9%
平成16年度	12,863	1,517	11.8%	25.8%
平成17年度	14,119	1,650	11.7%	

本市において査察の実施割合が低い理由としては、査察対象物の増加やその規模の大型化、地域による査察対象物の偏りといった物理的要因もあるが、一番大きな理由は査察専従員を始めとする査察担当職員の不足である。

しかし、行財政改革が進められている現在では大幅な人員増は見込めないため、予防管理担当の査察兼務員や交替制職員の有効な活用を図ることにより実施割合を上げる工夫が必要である。

また、予防事務の効率化と災害対応時の情報提供を目的として平成17年度に導入された「防火対象物管理システム」(消防OA)については、情報端末の不足や通信回線の容量不足といったハード面の問題を解決するとともに、ソフト面では、正確な情報入力を推進する必要がある。

3) 消防同意・消防用設備検査

建物の新築や増築、改築等を行う場合には、建築確認の申請時に防火の専門である消防の同意が必要とされている。

また、計画建物の完成時や改修時に建築物のハード面での火災予防対策の柱である消防用設備等が設置された場合には、当該建築物(防火対象物)に立ち入り、その設置状況等を検査している。

これらの消防同意や消防検査についても、景気の回復に伴う建築件数の増加や、建築物の大規模化・複雑化、性能規定や特殊消防用設備等の導入による消防用設備等の高度化といった要因からその事務量が增大しており、速やかな対応が必要である。

整備の基本方針

事業所等で火災が発生した場合、消防隊が到着するまでの間の初期消火活動等が、その後の被害を最小限に止め、財産を守る重要な要因となるが、この初期消火活動等の主体となるのは、当該事業所等の関係者である。

したがって、それらの者に初期消火活動等を迅速かつ十分に機能させるための防火管理体制の必要性・重要性を周知徹底するとともに、建物の使用状況に応じた防火管理アドバイスを実施する

また、一定規模以下の防火対象物の関係者に対しても消防用設備点検制度の普及を図るための講習会を開催すること等により、関係者が消防用設備を適正に維持管理できるようにし、防火管理体制が「義務」から「自主の姿勢」になるよう促す。

さらに、表示制度の普及により市民が安心して建物を利用できるよう、防火対象物点検報告の実施を指導するとともに、自主点検報告制度についてもその普及啓発を図る。

一方、査察業務については、現状のさまざまな問題点を整備し、実施率の向上を目指すものとする。

ただ、査察は、対象物の規模や使用用途によってその実施難易度が大幅に左右されるものであり、単に実施件数の増加のみを求めてしまうと査察内容の低下や査察実施の容易な対象物だけに偏ってしまうといった弊害が懸念されるため、その質を落とさずに実施割合を上げることが肝要である。

「防火対象物管理システム」については、より使い易く、また多方面での使用を可能とするため、情報端末の増設や通信回線容量の拡大を図るとともに、査察の実施による正確な防火対象物情報の入力を促進する。

また、査察業務の効率を上げるとともに、防火対象物情報の迅速な更新を可能にするため、査察現場における情報入力端末の導入や大規模建築物等における図面情報の電子入力と防火対象物電子位置情報管理との連動等についても検討を行う。

さらに、消防各課における情報入力に加えて、建築相談課等の他部局との情報交換を行うことにより、情報精度の向上を図る。

実施事業

項 目	事 業 内 容
防火管理講習会の充実	<ul style="list-style-type: none">・防火管理者の選任が行われていない事業者に対して防火管理制度の周知を図るとともに、防火管理者の選任を指導する。・甲種防火管理新規講習の実施回数を増やし、資格者の充足を図る。・甲種防火管理再講習の実施回数の適正化を図る。

<p>自主防火管理業務の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難・消火・通報訓練の指導者講習会を開催する。 ・業態別の消防計画作成マニュアル及び避難訓練実施マニュアルを作成・配布し、自主防火管理業務の推進を図る。
<p>点検報告制度の普及</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物点検報告制度及び自主点検報告制度について、その理解と普及を図る。 ・消防用設備点検制度について、その理解と普及を図る。
<p>査察体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・査察及び違反処理に関する教育体制を充実させる。 ・査察専従員の増員を図るとともに、交替制職員の新番日査察を導入することにより、査察実施体制を充実・強化する。 ・地域格差を是正するために、管轄区域を越えた査察を行う。 ・関係者による防火管理状況を利用し、優良なものについての部分査察制度の導入を検討する。
<p>対象物情報の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物管理システムへの情報入力を促進するとともに、端末の増設や通信回線容量の拡大を図る。 ・図面情報の電子化と対象物位置情報管理の連動を図る。 ・査察現場における情報入力用端末の導入を検討する。

個別施策 5 - 5 危険物施設の安全対策

現状と課題

産業経済の発展とともに科学技術も急速に進歩し、危険物や毒劇物等に起因する災害が多様化してきたため、昭和63年5月に消防法及び危険物の規制に関する省令の一部が改正され、危険物の範囲の抜本的改正に加え、危険物施設の位置や構造、設備の技術上の基準についても危険性や施設の形態に応じた見直しが行われた。

本市においても火災予防条例や危険物規制規則の改正を行い、基準の整備を図ってきたところであるが、例えば昭和40年代に埋設された地下タンクについては、経年劣化による漏えい等を原因とした災害の発生が危惧されている等問題も多い。

また、工場等の危険物の一般取扱所についても、技術革新に伴って設備の更新サイクルが早まってきたため人的要因による災害等が増加してきており、自主点検の重要性が改めて叫ばれている。

本市では、予防技術資格者の確保を図り、危険物施設に対する許認可審査、完成検査、届出の受理等を公平かつ厳正に行うとともに、立入検査等を通じて危険物取扱者に安全管理指導を行い、安全の確保を目指しているが、限られた人員と時間の中で効果的かつ効率的な査察を行わなければならない。

危険物施設の査察状況

	豊 田 市			全国平均
	危険物施設数	査察件数	実施割合	実施割合
平成13年度	1,703	243	14.3%	51.3%
平成14年度	1,674	233	13.9%	49.7%
平成15年度	1,658	235	14.2%	49.3%
平成16年度	1,630	235	14.4%	47.5%
平成17年度	1,684	274	16.3%	

整備の基本方針

各種手続等の電子化を推進するとともに、指導に不均衡が生じないような指導基準を確立し、その公開を図る。

また、法令による定期点検の必要がない施設についても、査察や講習会の開催等を通じてその自主点検を促し、火災や漏えい等による危険物災害の発生を抑制する。

査察業務については、予防技術資格者の確保に加えて、組織の再編や人員配置等により査察体制の強化を図るとともに、豊田市危険物規制規則の見直しや自主点検を活用した効率的な査察方法の導入等により査察実施率の向上を目指すものとする。

実施事業

項 目	事 業 内 容
危険物規制事務の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有化と効率的な事務の推進のため、危険物管理システムの更新や今後の電子申請制度の導入等を睨みながら、図面情報管理の電子化を図る。 ・各署所で少量危険物に関する査察が行える体制を構築する。
自主保安体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・危険性評価方法等の講習会等を開催し、自主保安体制の確立を図る。 ・定期点検の必要のない施設について自主点検の重要性を周知し、これを促進する。
査察体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物規制事務に係る組織を再編するとともに、査察要員の増員を図り、査察実施体制を強化する。 ・自主点検を活用した効率的な査察方法を導入する。 ・豊田市危険物規制規則の見直しを行う。

施策体系 6 地域の防災力・消防力の育成

数 値 目 標

施策体系 6 では、地域における防災力や消防力を高めることを目指して次の数値目標を設定する。

項 目	現 状 (1 8 年 度)	目 標 (2 9 年 度)
防災訓練での指導回数	1 4 9 回 ()	2 2 4 回
水防倉庫の設置数	1 2 庫	1 8 庫

平成 1 7 年度実績

背 景

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災で経験したように、通常の消防力を遥かに上回る大規模な災害が発生した場合には、消防機関や防災機関等による迅速な救援活動は望めないのが現実である。

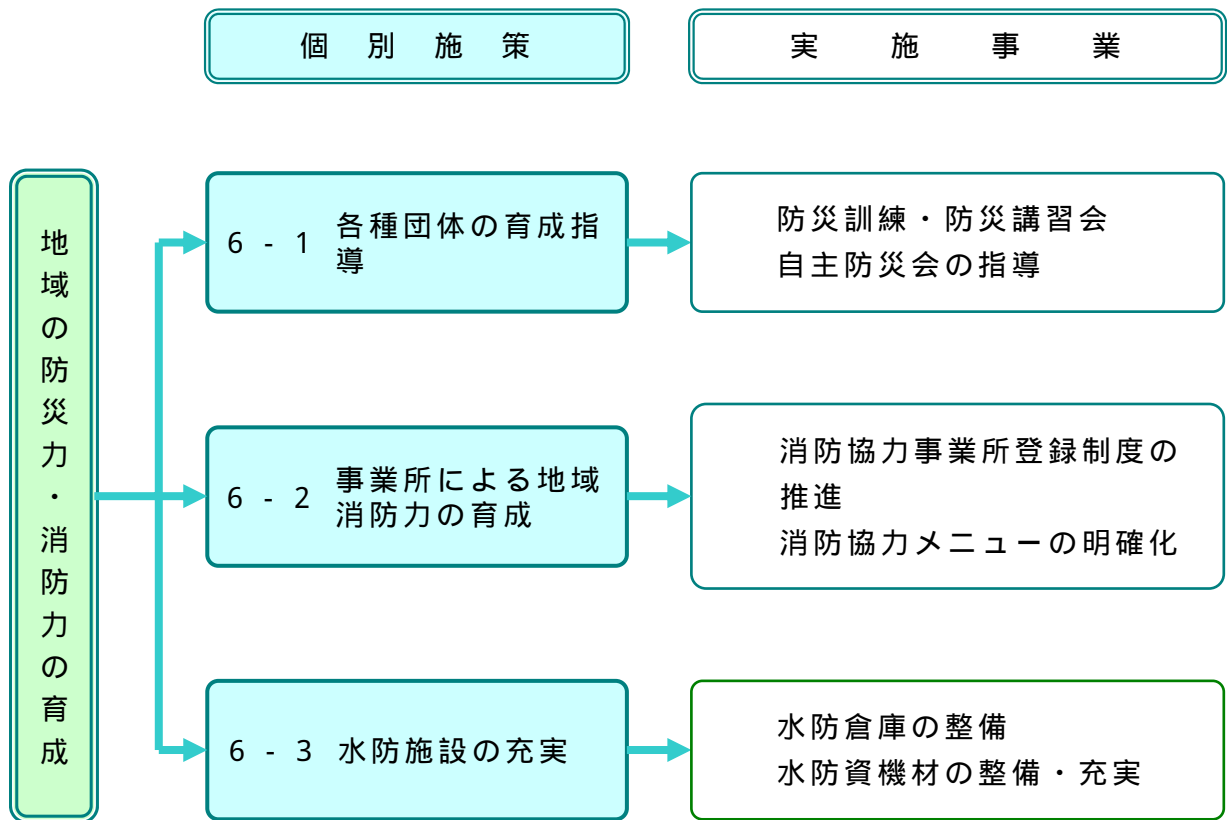
そのような際に、災害による被害を少しでも小さくするためには、地域の住民が「自分の身は自分で守る、地域の安全は地域で守る」という意識（自助意識）を持って、自主的な救助・救援活動を行うことが肝要である。

本市では、社会部防災防犯課が事務局となって自治区単位で自主防災組織を結成し、災害に対応するための施設や装備の充実を図るとともに、消防機関と協力して防災訓練等を実施しているが、その他にも小規模ではあるが地域ごとに防災団体が多数存在しており、それらの団体を対象とした防災訓練や防災講習会等を実施することにより、その防災力の向上を図っていくことも大切である。

また、市内の各事業所においても様々な形で自衛消防のための組織を有しており、これらの組織との連携を強化することにより、さらに効果的な地域防災体制を構築していく必要がある。

なお、地域防災・地域消防を充実させていくためには、災害対策基本法の規定に基づいて本市が作成している「豊田市地域防災計画」との整合を図ることも重要である。

施策体系 6 では、次の 3 つの個別施策と 6 つの実施事業により地域の防災力・消防力の育成を図るものとする。



個別施策 6 - 1 各種団体の育成指導

現状と課題

大規模な災害が発生した場合、その被害を少しでも小さくするためには、まず「自分の身は自分で守る」という個人の「自助」意識を育てることが重要である。

いついかなる災害に遭遇しても直ちにそれに対応できるようにするためには、普段から個人として災害時に取るべき行動を考え、それを実行するために必要な知識や技術を習得しておかなければならない。

さらに、次の段階として、それらの知識や技術を習得した人々が、地域においてお互いに助け合う「共助」体制を構築し、関係機関等と連携しながら、地域における被害を軽減することも大切である。

本市においては、災害対策基本法に定められている防災組織として地域の住民が主体となった自主防災組織（自主防災会）が結成され、安全で住みよい災害に強い地域を目指して防災訓練等を行なっているが、その他にも地域の防災団体としては寮やアパートを単位とした防災会等があり、それら小規模な防災組織を対象とした防災訓練や防災講習会を実施することにより、地域の防災力を強化することができる。

それ以外にも、市内には様々なサークル等が存在しており、当該サークル等に働きかけ、その会合等において防災講習会を開催することによって、個人や家庭レベルでの防災力の向上を図っていくことも重要である。

平成 17 年度の訓練等指導状況

対 象 団 体	訓 練 等 指 導 回 数
自 主 防 災 組 織	1 0 7 回
そ の 他 の 組 織 ・ 団 体	4 2 回

予防課及び各署所で行った指導の合計回数

また、本市には火災予防を目的とした次の 4 つの団体があり、様々な防火活動等を行っているが、これらの団体についてもその活動を支援し、育成していくことが必要である。

団 体 名	構 成 員
豊田市防火危険物安全協会	市内に存する事業者
婦人消防クラブ（WFC）	市内に居住する女性
少年消防クラブ（BFC）	小学校・中学校の児童・生徒
幼 年 消 防 ク ラ ブ	保育園・幼稚園の園児

整備の基本方針

地域における小規模な防災組織や各種サークル等に対して、機会のあるごとに防災訓練や防災講習会の開催を促すとともに、その活動を支援する。

また、自主防災会が実施する防災訓練や講習会、防災資機材の点検等に当たっては、消防団や自治区、防災防犯課等と連携しながら訓練内容の指導、講習会の講師派遣等の必要な支援を行うことにより、自主防災会における防災知識の習得や防災組織の強化をバックアップする。

豊田市防火危険物安全協会、婦人消防クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブについては、引き続きその活動に対する様々な支援を行っていく。

実施事業

項 目	事 業 内 容
防災訓練・防災講習会	<ul style="list-style-type: none">・地域の小規模な防災組織を対象とした防災訓練や防災講習会を実施し、活動を支援することにより、地域全体の防災力の向上を図る。・市内の各種サークル等において防災講習会等を開催し、市民個人に防災知識や技術を習得させる。
自主防災会の指導	<ul style="list-style-type: none">・自主防災会が実施する防災訓練や防災資機材の点検等において、防災防犯課と連携しながら訓練内容や点検方法等についての指導を行う。

個別施策 6 - 2 事業所による地域消防力の育成

現状と課題

最近の国内では、大規模な地震や風水害、大事故等の災害が次々と発生しており、また、NBCテロ災害等の新たな脅威も現実化してくるなど、大規模災害への対応が課題となっている。

大規模な災害や事故が発生したときは、本市の消防力のみでは十分な対応ができないといった事態が想定されるため、広域消防応援協定や緊急消防援助隊等の制度によって他市町村の支援を受ける体制を整えてはいるが、大規模災害の発生直後にこれらの援助が直ちに受けられる可能性は薄い。

したがって、大規模災害から地域を守るためには、それぞれの地域において総合的な消防力を確保することが不可欠で、地域の人々が互いに助け合う「共助」体制を構築することが重要である。

また、平成17年4月に発生したJR西日本の福知山線列車事故においては、その発生直後から所有する資機材を活用して被災者の救出救護活動に当たった事業者があり、消防側の現場指揮管理上の問題はあるものの、大規模災害発生時における事業者等の消防協力の重要性が改めて認識されている。

安全で安心なまちづくりの実現には、大規模災害が発生した直後の市の消防機関の迅速な消防活動や救助活動が重要な要素となることは当然であるが、消防力が不足した場所では、消防機関と事業者、地域住民との連携が不可欠であり、また、消防活動未着手の場所では、消防活動が開始されるまでの間、事業者と地域住民とが連携して応急の消火・救助活動を行うことができる体制を構築する必要がある。

整備の基本方針

事業者の近隣で大規模な自然災害や大事故が発生した場合、その消火活動や救助活動の現場において、事業者がその保有する消防力を駆使し、消防機関や地域住民と連携した活動ができる体制を整備することにより、総合的な地域防災力を向上させる。

そのために、自衛消防の組織を編成している市内の事業者の人的・物的な消防力を把握し、対象となる事業者とのネットワークを構築することにより、当該事業者の消防力を活かした地域防火・地域防災の拠点づくりを図る。

実施事業

項 目	事 業 内 容
消防協力事業所登録制度の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 消防協力事業所の登録制度を創設し、事業所や地域住民に対して周知するとともに、当該制度の推進を図る。・ 自衛消防の組織を持つ事業所と災害時における消防防災応援協定等を締結し、「消防協力隊」として委嘱する。
消防協力メニューの明確化	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の特性や想定される災害の規模・被害を想定した消防協力メニューを事業所に提示することにより、事業所の防火・防災活動への参加を推進する。

個別施策 6 - 3 水防施設の充実

現状と課題

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、福井豪雨等で経験したように、大規模な自然災害が発生した場合には、道路や橋梁等の交通網が寸断され、各地域が孤立するおそれ大きい。

さらに、ガスや水道といったライフラインにも被害が出ることは明らかで、災害のその日から市民生活に大きな支障が出ることになる。

このようなときにこそ自主防災会が活躍するものであるが、交通網が寸断されて地域が孤立した場合には、緊急援助隊等のヘリコプター以外に運搬手段がなく、被災地に速やかに災害対策資機材や援助物資を届けることができない。

そこで、普段から災害の際に必要な資機材や救援物資を各地域に分散して備蓄しておくことが必要となる。

本市においては、社会部防災防犯課が主体となって地区防災倉庫の整備を進めているが、消防本部においても水防倉庫や水防用土砂置場の整備を図っており、それぞれの施設が連携して、災害の際の各地域における活動拠点となっている。

水防倉庫の整備状況

名 称	建 築 年	面 積
高岡水防倉庫	昭和 5 4 年	6 3 . 8 0 m ²
千足水防倉庫	昭和 5 5 年	3 3 . 6 0 m ²
室水防倉庫	昭和 6 0 年	6 1 . 0 2 m ²
日之出水防倉庫	平成 元 年	2 1 7 . 9 1 m ²
梅坪水防倉庫	平成 3 年	6 6 . 0 8 m ²
逢妻水防倉庫	平成 1 4 年	5 0 . 0 0 m ²
北水防倉庫	平成 1 5 年	6 3 . 0 0 m ²
矢作川豊田防災ステーション	平成 1 5 年	2 5 5 . 1 6 m ²
南水防倉庫	平成 1 6 年	1 6 7 . 0 0 m ²
松平水防倉庫	平成 1 7 年	6 0 . 0 0 m ²
末野原水防倉庫	平成 1 8 年	6 0 . 0 0 m ²
東水防倉庫	平成 1 9 年	6 0 . 0 0 m ²

上の表のように、これまでに合併前の旧豊田市内では水防倉庫の整備が進んでいるが、合併前の旧町村地域においてはまったく整備がされておらず、早急な整備が必要である。

また、地区防災倉庫と水防倉庫には、それぞれ災害の際に必要な資機材等が備蓄されているが、両倉庫はお互いに補完し合うものであることから、防災防犯課と連携しながら計画的な備蓄を行い、資機材の重複や不足が生じないように考慮する必要がある。

水防倉庫と防災倉庫の主な備蓄品の比較

項 目		内 容
水防倉庫	水防用資機材	木杭、防水シート、ロープ、土のう袋、一輪車、照明機材、チェーンソー、ワイヤー、バール、ジャッキ等
防災倉庫	救急救助物資	救助セット、救急セット、ハンドマイク、強力ライト等
	避難所運営資機材	ハソリ、かまど、組立式トイレ、組立式水槽、発電機、投光器等
	災害救助物資	食料品、飲料水、毛布、ティッシュ粉ミルク、おむつ、生理用品等

整備の基本方針

水防倉庫及び水防資機材については、各地域の実情や、社会部防災防犯課が設置する防災倉庫の設置状況等を勘案しながら、各署所の敷地内に設置することを原則として、適正な整備を図っていくものとする。

実施事業

項 目	事 業 内 容
水防倉庫の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画との整合を図りながら、旧町村地域を優先として計画的な水防倉庫の整備を進める。
水防資機材の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災倉庫との整合を図りながら、必要な資機材を整備・充実する。 ・ 各署所に併設する水防倉庫に、原則として4人乗りの救助用ボートを配備する。

施策体系 7 消防団の充実強化

数
値
目
標

施策体系 7 では、地域防災の中核的存在となって、地域の安全・安心を守っている非常備消防力としての消防団について、その充実及び強化を図ることを目指して次の数値目標を設定する。

項 目	現 状 (1 8 年 度)	目 標 (2 9 年 度)
消 防 団 員 の 総 数 (充 足 率)	2,156人 (65%)	3,000人 (90%)
詰 所 格 納 庫 の 設 置 数 (建 替 え 棟 数)	190 棟	152 棟 (70 棟)
消 防 ポ ン プ 自 動 車 の 配 備 数 (更 新 台 数)	13 台	13 台 (11 台)
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車 の 配 備 数 (更 新 台 数)	118 台	120 台 (83 台)
小 型 動 力 ポ ン プ の 配 備 数 (更 新 台 数)	82 台	44 台 (29 台)

背 景

非常備消防力としての消防団については、火災予防活動、火災の際の消火活動、豪雨や地震等の大規模な自然災害における被災者の救助・救出や避難誘導等、地域防災体制の中核的存在となって、地域の安全・安心を守る組織として大きな役割を果たしており、住民からも厚い信頼を寄せられている。

本市においては、平成 17 年の合併によって旧町村地域の 6 つの消防団を吸収したことから、平成 18 年 4 月 1 日現在で、10 方面隊・44 分団・123 部、団員の総数 2,156 人という大きな組織となっており、地域における非常備消防力として無くてはならない存在である。

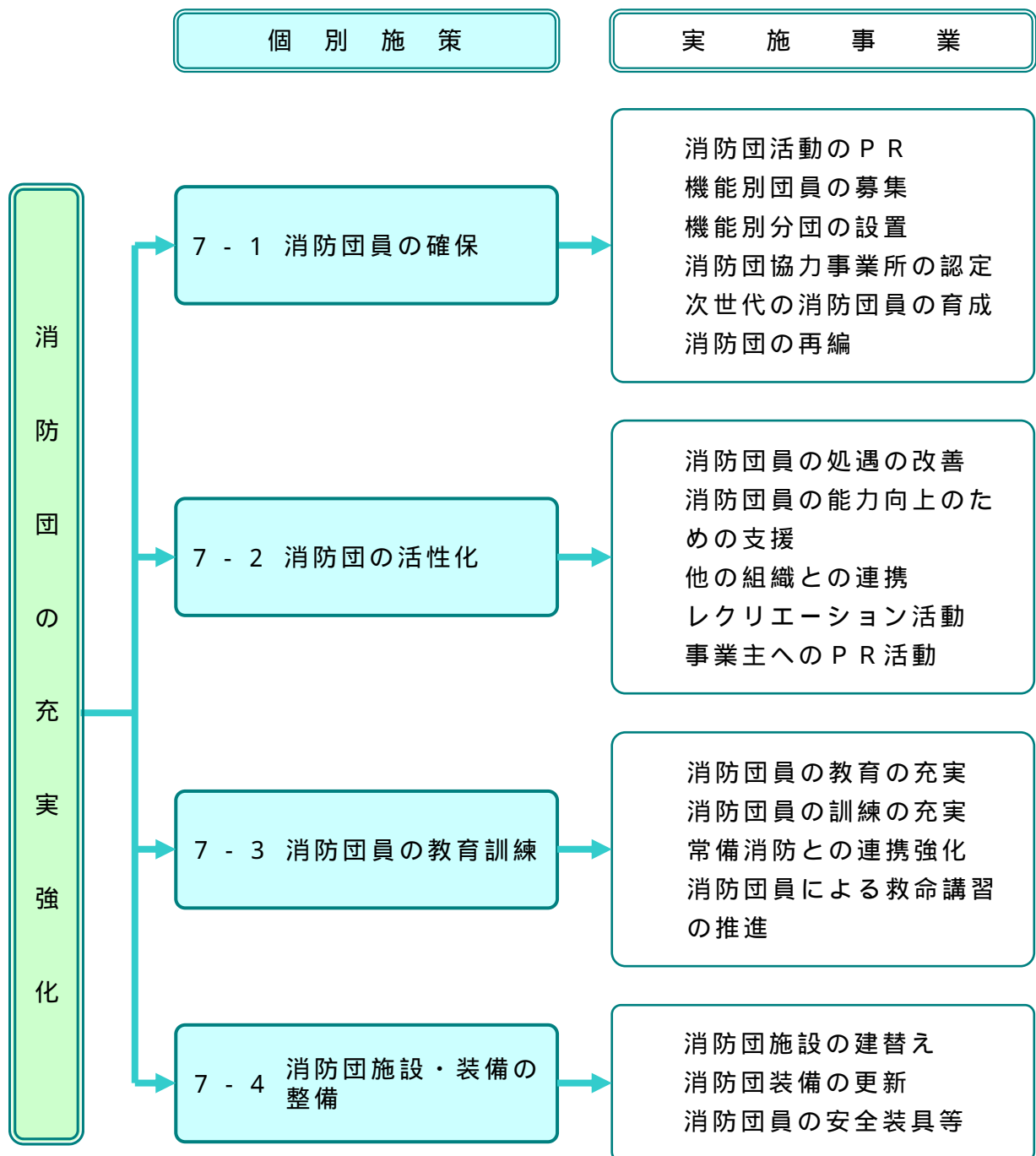
また、近い将来に発生が予想されている東海地震や東南海地震における被災者の救助・救出活動、あるいは武力攻撃事態等における住民の避難誘導の主力として、消防団員はますます貴重な消防力となることが期待されており、さらなる団員の確保が求められている。

しかしながら、近年の就労形態の変化や少子高齢化といった社会環境の変化等から全国的に消防団員数の減少が止まらず、地域防災力の低下が憂慮されているのが実情であり、これは本市においても例外ではない。

今後、消防団員を確保していくためには、地域における消防団員の地位を向上させるとともに、地域住民や被雇用者、女性等が参加しやすい活動環境等を整備し、消防団の魅力を高めることが肝要である。

その上で、機能別団員や機能別分団等の新たな制度を導入し、住民のさらに幅広い層から消防団に参加する人員の確保を図っていかねばならない。

施策体系7では、次の4つの個別施策と18の実施事業により非常備消防力としての消防団の充実強化を図るものとする。



個別施策 7 - 1 消防団員の確保

現状と課題

全国的にも本市においても、少子高齢化社会の到来、共同体としての地域社会の衰退、被雇用者である消防団員の増加といった社会環境の変化に伴い、消防団員が毎年減少していく傾向にあり、地域防災力の低下が憂慮されている。

地域に必要な団員を確保し、地域防災体制の充実を図るためには、住民のさらに幅広い層から消防団に参加できる者を探す必要があるが、そのためには、新たな制度を始めとした地域住民や被雇用者、女性が参加しやすい消防団の活動環境の整備が重要である。

消防団員の整備基準と現状

区 分	人 数 等
動力消防ポンプの種類ごとに必要な消防隊の隊員数（ポンプ数を基準数とした場合） a	8 6 5 人
動力消防ポンプの種類ごとに必要な消防隊の隊員数（現有ポンプ数で算定した場合）	8 4 9 人
大規模災害時等における住民の避難誘導に必要な隊員数 b	2, 4 7 3 人
消防力の整備指針に基づく基準人員数（a + b）	3, 3 3 8 人
条例に規定する消防団員数	2, 3 1 3 人
現有の消防団員数 c	2, 1 5 6 人
基準に対する不足人数（a + b - c）	1, 1 8 2 人
条例定数に対する不足人数	1 5 7 人
基準に対する比率（充足率）（c / (a + b)）	6 5 %

整備の基本方針

本来、消防団は、すべての災害・活動に参加する現在の基本的な消防団制度の消防団員（＝基本団員）で構成され、基本団員によって地域に必要な団員を確保することが望ましいが、基本団員だけでは必要とする基準団員数を確保することは困難である。

そこで、地域住民等が参加しやすい環境を作るため、機能別団員や機能別分団、団員の休団等の制度を導入し、消防団組織・制度の多様化を図る。

当然、個別施策 7 - 2 に基づく消防団の活性化や市民・事業者に対する広報活動による基本団員の確保にも努力するものとする。

実施事業

項 目	事 業 内 容
消防団活動の P R	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報施策の展開には、住民等への視覚への訴えが効果的であることから、消防団活動の映像や画像を収集して紹介ビデオ等を作成し、あらゆる機会を捉えてマスコミ等の広報媒体に提供するとともに、地域住民にも紹介していく。
機能別団員の 募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本団員と同等の活動ができない者が、入団時に決めた特定の活動や役割（災害対応、予防広報等）にのみ参加するという「機能別団員」制度を導入し、団員の確保を図る。 ・ ただし、機能別団員についても大規模災害時には必ず出動するものであり、消防団員としての最低技術や能力の維持、他の団員との融合等が求められる。 ・ 機能別団員制度を導入すると、消防職員や消防団員のO B、被雇用者、女性等の有効な活用が可能になる。
機能別分団の 設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「機能別分団」制度とは、特定の役割や活動を実施する分団・部を設置し、所属団員が当該活動に参加する制度で、火災予防対応や大規模災害対応等を個別の目的とした分団の設置や事業所単位の分団の設置が可能となる。 ・ 大規模災害時には必ず出動することとなるが、必要な訓練や大規模災害への出動要件等を検討する必要がある。
消防団協力事 業所の認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員を多数雇用するとともに、消防団活動を理解し、活動に協力している事業所や模範的な事業所分団を設置している事業所等を、(仮称)「消防団協力事業所」として認定する。 ・ 認定証を発行し、事業者がこれを掲示・P Rすること等により当該事業所の社会的地位の向上を図ることができる。
次世代の消防 団員の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者の価値観や意識の変化に伴って若年層の消防団への入団者が減少しているが、それら若年層の消防団員を継続的に確保するため、将来、消防団に入団し、中心となって活動してもらう中学生や高校生に対して、消防団活動への理解を深めてもらう。 ・ 消防団員を確保するためには、子どもから大人までの広い範囲の人々に消防団への知識と理解を浸透させることが必要であるため、小学生が地域防災を学ぶ機会を捉えて消防団活動への理解を深め、家庭等において話題にできるようにする。
消防団の再編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の消防力や消防団員確保の実情を考慮し、消防団組織の再編を図る。

個別施策 7 - 2 消防団の活性化

現状と課題

現在、消防団員の約7割が被雇用者であり、時間的な余裕がないこともあって、消防団員の士気及び活動意欲を保持することや消防団員のチームワークを維持することが困難となってきた。

また、地域住民と接することが消防団の理解を深める上で大きな効果があるが、これについても十分な活動がなされているとはいえない。

例えば、消防操法は消防団にとって重要な訓練であり、消防操法大会は日頃の訓練の成果を発揮する晴れの日であるが、訓練ではなく大会そのものが目的となっている分団があること、せっかくの発表の日である消防操法大会が地域住民に認知されていないこと等々が、団員の活動意欲を失わせている。

消防団員にとって、地域と一体となった魅力ある消防団活動が展開されることが重要である。

さらに、消防団員同士の交流や普段の訓練等に報いるためのリフレッシュ事業等も消防団を活性化させるためには必要である。

また、消防団の活動には消防団員の家族の協力が不可欠であることから、それら家族に対して何らかの形で報いることも重要であるといえる。

整備の基本方針

消防団員が地域の住民と接することにより、地域における消防団の理解を深めるといった大きな効果が期待されることから、火災予防広報や高齢者宅の防火訪問といった地域住民と接する活動を、これまで以上に積極的に展開する。

また、消防団員の士気を高めるとともに、消防団の活動をより一層理解してもらうため、防災訓練や操法大会等の各種行事の際に地域住民や事業所の関係者、団員の家族等に積極的に参加してもらえよう働きかけるとともに、各種手当等の見直しや能力向上のための支援、家族を含めたレクリエーション活動等を実施することにより消防団員の処遇の改善を図る。

実施事業

項 目	事 業 内 容
消防団員の処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員の活動環境を整備し、魅力ある消防団とするため、運営交付金や出動手当、訓練手当、退職報償金等について処遇の改善を検討する。
消防団員の能力向上のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員の体力の増進を図るため、公共機関が保有する体育施設やトレーニングルームの使用料の補助を行う。 ・ 消防団員の健康管理やメンタルケアのため、希望する団員に対して定期健康診断や医師による相談等を実施する。
他の組織との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治区の協力のもと、自主防災会等の地域の他の組織と連携して防災訓練等を行うことにより地域との接触を図る。
レクリエーション活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新体育館や豊田スタジアム等のスポーツ施設を利用して、消防団員とその家族を対象としたスポーツ大会等を開催する。 ・ 消防団員が家族と宿泊施設を利用する際の補助制度等を導入することにより団員のリフレッシュを図るとともに、家族の消防団活動への理解を深める。
事業主等へのPR活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被雇用者である消防団員が多いことに鑑み、雇用者である事業主に対して消防操法大会や観閲式等の見学を働きかける。 ・ また、社会貢献の一環としての「消防団協力事業所認定制度」の促進を図り、消防団及び消防団員に対する理解と協力を求めていく。 ・ 合わせて、消防団員の家族に対しても積極的に行事に参加してもらえよう働きかける。

現状と課題

消防団は、非常備消防として、常備消防である消防本部・署所の補助的な活動を行う場合が多いが、中山間地域のように広大な地域に集落が点在しているような場所で火災が発生した場合は、常備消防の到着前にその消防力を発揮してもらうケースも往々にしてある。

また、多数の人員を必要とする大火、林野火災、あるいは地震や風水害等の大規模災害の際には特に重要な役割を果たしている。

さらに、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴って作成された本市の国民保護計画においても、武力攻撃災害等における住民の避難誘導等の明確な任務を担うこととされ、地域防災力における消防団の重要性はますます高まってきているところである。

このような消防団の活動内容に鑑みた場合、その団員には常備消防の消防吏員に準じた知識や能力が必要であり、消防団員に対する効果的な教育や訓練を実施していくことが肝要である。

整備の基本方針

消防団員の教育及び訓練については、これまで行ってきた教育訓練を基本とするが、今後導入を予定している機能別団員等については、基本団員と同様の教育訓練が望めないため、機能別団員の機能に沿った新たなカリキュラムを作成し、実施する。この場合、消防団員に対して過重な負担とならないようなカリキュラムを作成するものとするが、消防団員として最低限必要な知識と技能は身に付けさせる必要がある。

また、常備消防が行なう訓練等に参加させるとともに、各分団において個別に訓練等を実施する際には、消防本部や署所の職員を派遣し、効果的かつ効率的な訓練が実施できるよう指導する。

実施事業

項 目	事 業 内 容
消防団員の教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹部団員を消防大学校へ派遣する。 ・ 対象団員を愛知県消防学校へ派遣する。 ・ 消防団員の所属地域や経験年数、意欲等を考慮し、新たな魅力ある研修等を導入する。
消防団員の訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員相互の連携を密にして災害に適切に対応できる能力の向上を図るため、方面隊や分団を越えた訓練を充実する。 ・ 消防職員の指導により、効果的かつ効率的な訓練カリキュラムを構築する。
常備消防との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に対応できる能力を向上させるために管轄消防署所との合同訓練を実施し、地域における総合的な消防力を高める。 ・ 常備消防が実施する隣接市町村等との合同訓練に積極的に参加させ、常備消防や隣接消防団との連携強化を図る。
消防団員による救命講習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害等が発生した場合の管轄区域の救急事案に即応できるよう、消防団員に対して救急救命処置に関する知識を習得させる。 ・ 応急手当普及員等の資格を取得した消防団員によって管轄地域の住民や新入団員への救命講習を実施する。

個別施策 7 - 4 消防団施設・装備の整備

現状と課題

1) 消防団施設

平成17年の市町村合併に伴い、豊田市消防団は旧6町村の消防団を吸収し、団員数が2千人を超える大規模な消防団として新たに発足した。

これにより、消防団施設も増加し、平成18年度現在で190棟の施設を保有している。

消防団施設数

(平成18年4月現在)

区 分	詰所格納庫	格 納 庫	合 計
旧豊田市内	95棟	13棟	108棟
旧町村区域	46棟	36棟	82棟
合 計	141棟	49棟	190棟

旧豊田市内における消防団施設については、その建築年が明確であり、各自地区からの要望等を受けて順次建替えを図っているところであるが、旧町村地域の消防団施設については、建築年が不明のものや建築後かなりの年数が経過しているものが多く、また、集落が散在しているために小型ポンプのみが配備された格納庫も少なくない。

さらに、旧町村地域ではその施設の敷地を自治区等が提供しているため、地域の要望や行政側の事情により必ずしも最適の位置に最適な機能で建設されていないケースも多く見受けられるが、このことについては、旧豊田市内でも同様の例がある。

今後は、旧町村地域の老朽化した施設を中心に建替え整備をしていく必要があるが、限られた予算の中で190棟の施設の整備を行っていくためには、効率的な整備計画を立てなければならない。

2) 消防団装備

消防団には、分団ごとに消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車又は小型動力ポンプが配備されており、災害時には地域の要請に応じて大きな機動力となるよう期待されている。

これらの消防ポンプ自動車や小型動力ポンプ付積載車についても当然に更新を図っていくが、機動性の劣る小型動力ポンプについては、統廃合により小型動力ポンプ付積載車に変更していくことも検討する必要がある。

また、中山間地域では特に消防団への依存度が高いことから、各地域の実情と財政状況を勘案して更新計画を立てる必要がある。

消防団の保有する車両及び小型ポンプの配置数

方面隊（地区）	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ
第1方面隊（拳母・豊南）		16台	5台
第2方面隊（高橋・松平）		17台	13台
第3方面隊（上郷・高岡）		19台	5台
第4方面隊（猿投・保見）		20台	13台
第5方面隊（藤岡）	7台	2台	8台
第6方面隊（小原）	2台	8台	1台
第7方面隊（足助）		13台	9台
第8方面隊（下山）	1台	7台	4台
第9方面隊（旭）	1台	7台	17台
第10方面隊（稲武）	2台	9台	2台
消防団本部付			5台
合計	13台	118台	82台

整備の基本方針

1) 消防団施設

これまで、消防団施設は、経過年数の多いものから順次建て替えることを原則としつつ、現実には、自治区等の要望を基にして建て替えてきたという経緯があるが、これでは効果的かつ効率的な建替えができないため、今後は、各施設について建替えまでの耐用年数を設定し、その年数に基づいて計画的に整備していくこととする。

なお、建設から建替えまでの年数については、次の表に掲げる原価償却資産の耐用年数と公共施設延命化計画による耐用年数の間の年数で、施設ごとに諸条件を勘案しながら決定する。

構 造	原価償却資産の耐用年数	公共施設延命化計画による年数
鉄筋コンクリート造	38年	~ 46年
鉄骨造（肉厚 > 4mm）	31年	~ 38年
木 造	17年	~ 21年

また、従来の消防団施設の建設用地は、自治区等の用地を利用（＝使用貸借）して建設されてきたため、必ずしも適正な位置に建設されていないケースも見受けられる。

今回の合併により旧市町村間の境がなくなったため、今後は、市域全体を総合的に勘案して施設の位置を検討していくこととする。

さらに、建替え位置の検討を行う際には、時代の流れ（被雇用者団員の増加等）や山村離れ等による団員の減少（団員の存在しない集落の発生等）などを勘案して、小型動力ポンプのみが収容されている格納庫や適正な位置に設置されていないと考えられる消防団施設の統廃合についても検討する。

なお、今後整備を行っていく施設の規模は、最近の建設実績等を勘案して次のとおりとする。

区 分	規 模
詰 所 格 納 庫	7 5 m ² 程度
格 納 庫	1 0 m ² 程度

平成 1 8 年度末時点で既に建替え時期が過ぎている施設は 5 2 棟あるが、これらの施設を単年度で建替えることは予算等から考えても困難である。

したがって、建設する施設（詰所格納庫又は格納庫単体）については、当該施設の老朽化の度合いや地域の実情、財政負担の平準化等を考慮した上で建替え計画を作成し、順次建て替えていくものとする。

2) 消防団装備

消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車について、他の中核市における更新年数を調査したところ、最短で 1 5 年、最長で 2 5 年、平均年数は 1 7 . 6 年となっていたが、これまでの本市の更新年数は、1 6 年から 1 8 年である。

1 7 年前後を経過した車両であっても、走行距離のみで判断した場合はまだ十分使用に耐えると思われるが、経年による劣化や部品の調達といった点で捉えた場合、これまでの本市の更新期間を延長することは好ましくなく、今後も現行と同じ更新年数とする。

また、小型動力ポンプについては、他の中核市の平均更新年数は 1 5 . 6 年で、本市のこれまでの更新年数は 1 8 年から 2 0 年である。

本市の小型動力ポンプについては、その使用状況等から判断した場合 1 5 年を経過しても十分使用できる状態にあり、部品が確保できる範囲での更新が適切であると考えられるため、小型動力ポンプについても現行どおりの更新年数とし、年数を経過したものから順次、計画的に更新していく。

消防団装備の更新基準

種 類	1 8 年度末台数	更 新 基 準
消 防 ポ ン プ 自 動 車	1 3 台	1 6 年 ~ 1 8 年
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	1 1 8 台	1 6 年 ~ 1 8 年
小 型 動 力 ポ ン プ	() 2 0 0 台	1 8 年 ~ 2 0 年

積載車に積載されているポンプを含む。(1 1 8 台 + 8 2 台)

実施事業

項 目	事 業 内 容			
消防団施設の建替え	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度については、平成18年度中に建築設計が完了している3棟の詰所格納庫について建替えを行う。 平成20年度からは、更新計画に基づいて順次建て替えていく。 			
	種 類	19年度建替計画	20～29年度の建替え計画	
			年度ごとの計画	合計棟数
	詰所格納庫	3棟	2～7棟 / 各年	65棟
	格納庫		2棟 / 20年度	2棟
消防団装備の更新	<ul style="list-style-type: none"> 更新計画に基づく建替えに合わせて詰所格納庫の再編（統廃合）を行う。 			
	種 類	現有施設数（18年度）	再編施設数	計画施設数（29年度）
	詰所格納庫	141棟	2棟	139棟
	格納庫	49棟	36棟	13棟
	<ul style="list-style-type: none"> 装備の更新基準に基づいて更新計画を作成し、順次更新を図っていく。 			
消防団装備の更新	種 類	29年度までの更新台数		
	消防ポンプ自動車	11台		
	小型動力ポンプ付積載車	83台		
	小型動力ポンプ	29台		
	<ul style="list-style-type: none"> 更新に合わせて装備の再編（統廃合）を行う。 			
種 類	現有台数（18年度）	再編台数	保有台数（29年度）	
消防ポンプ自動車	13台	0台	13台	
小型動力ポンプ付積載車	118台	2台	120台	
小型動力ポンプ	82台	38台	44台	

消防団員の 安全装具等	・ 消防団員が効果的・効率的かつ安全に活動するために、 各種の活動に適合した装備の充実を図る。	
	種 別	装 備 例
	消防団員の個人装備	活動服、ヘルメット、雨衣、 ケブラー手袋、編上げ靴等
	分団に配備する装備	防火衣、反射ベスト、安全帯、 救命胴衣、トランシーバー、 誘導棒等
方面隊に配備する装備	林野火災用資器材ユニット、 救助用資器材ユニット、 水難用資器材ユニット、 救急用資器材ユニット等	

施策体系 8 災害対応力の強化

数 値 目 標

施策体系 8 では、大規模災害や特殊災害に対する救助体制を強化するため、次の数値目標を設定する。

項 目	現 状 (1 8 年 度)	目 標 (2 9 年 度)
高度救助隊の設置数	0 隊	1 隊
高度救助隊員の総数	1 人	1 2 人

背 景

消防の行う救助活動は、災害に際して、人力や機械力を用いてその災害の危険を排除し、要救助者を安全な場所等に救助する活動をいうものであるが、その範囲は、自然災害や火災、交通事故、水難事故、機械等による事故等々、広い範囲の様々な災害・事故に及んでいる。

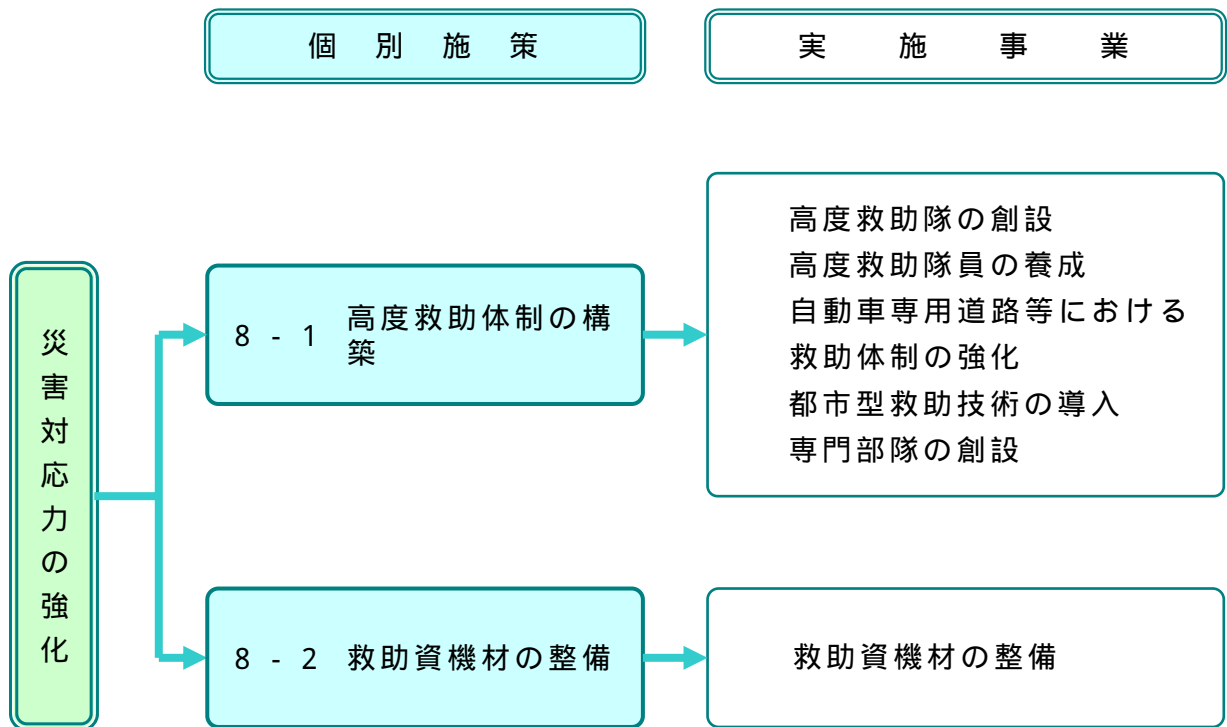
本市の救助体制については、法的に救助隊の設置が義務付けられる以前から特別消防隊を配備し、装備の充実を図りながら様々な災害に対して救助活動を行ってきたが、現在は、足助消防署、北消防署、中消防署及び南消防署の 4 消防署に救助工作車を配置するとともに、東、藤岡小原、西及び末野原の 4 分署や中山間地域の出張所のタンク車に救助資機材を搭載して救助要請に対応している。

また、市内を流れる河川や池等における水難事故に対応するため、救助隊員による潜水隊も編成している。

現在の救助活動においては交通事故による出動件数が全体の半数近くを占めているところであるが、本市の交通事故件数は増加傾向のままであり、今後も増えていくことが予想される交通事故による救助要請に迅速に対応できるよう、さらなる体制づくりが必要である。

さらに、使い将来に発生が予想されている東海・東南海地震といった大規模自然災害や近年その可能性が高まってきているテロ等による BC 災害、また本市内を巡る多数の自動車専用道路等における大規模な交通事故等を考えた場合十分な救助体制が整っているとはいえず、それらの大規模・特殊災害に対応できる高度な救助体制の整備が急務となっている。

施策体系 8 では、次の 2 つの個別施策と 6 つの実施事業により大規模災害等に対する対応力の強化を図るものとする。



個別施策 8 - 1 高度救助体制の構築

現状と課題

救助活動の大半を占めるのは交通事故に伴うものであるが、一般道路における交通事故はもちろんのこと、本市内にある東名高速道路や伊勢湾岸道路、東海環状自動車道といった自動車専用道路における大規模な事故も懸念されるところで、負傷者の救命を図るとともに被害を最小限に留めるためにさらに充実した救助体制の整備が必要である。

また、平成7年の地下鉄サリン事件や平成11年の東海村ウラン加工施設における臨界事故、海外では平成13年の米国における同時多発テロ等に見られるように、有毒化学物質や細菌等の生物剤、放射線の存在する環境下にまで救助活動の範囲が広がっており、これらの新たな救助活動に必要な知識を持った救助隊員や救助資機材の整備も求められている。

さらに、最近の新潟県中越地震や兵庫県尼崎市における列車事故等の事例を教訓に、大規模災害における高度な救助活動に関する知識や技術、各種の資格等を兼ね備えた救助隊員で構成する特別高度救助隊（政令指定市の消防本部に設置）や高度救助隊（中核市規模以上の消防本部に設置）の配備の推進等、緊急対応体制の充実・強化が図られている。

本市においても大規模災害や特殊災害への対応力の強化に努めており、現在4消防署に1台ずつ計4台の救助工作車を配備するとともに、消防力の整備指針に基づくBC災害に対応するための資機材も整備をしているところである。

なお、全国的な消防応援組織としての緊急消防援助隊については、個別施策9-2において取り上げるものとする。

整備の基本方針

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類や内容の複雑化・多様化に対処するため、救急・救助体制の整備・拡充と救助活動の円滑な実施を図っていくものとするが、特に自動車専用道路等における大規模な事故に対して救助業務を迅速かつ効果的に実施するため、道路管理者や救急医療機関等との相互連携をさらに強化する。

大規模災害や特殊災害、複雑・高度化する都市災害等に対しては、迅速かつ的確な人命救助活動を行うため、高度な救助技術や救助資機材を有する高度救助隊を創設するとともに、当該高度救助隊に配属する隊員を養成する。

また、建物の高層化に伴う都市型救助の増加に備え、ロープ救助におけるグローバルスタンダードな資機材の導入と職員の養成も図っていくものとする。

さらに、多種多様な災害に対して専門的な知識や技術を有する専門部隊を創設し、より安全、確実、迅速でかつ効率的な救助活動が行える体制を整備する。

実施事業

項 目	事 業 内 容
高度救助隊の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な救助活動に関する知識や技術、各種の資格を有する隊員で構成し、高度な救助資機材を備えた「高度救助隊」を創設し、複雑化・多様化・高度化する各種の災害から安全、確実かつ迅速に救助活動が行える体制を整備する。 ・ 高度救助隊の隊員の中には、救急救命士を含めるものとする。
高度救助隊員の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防大学校に設置されている高度救助隊等の養成講座による教育を実施し、専門的な知識や技術を習得した隊員を養成する。
自動車専用道路等における救助体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車専用道路等における救急・救助業務に関し、関係市町村や高速道路株式会社等との連携を強化するため、関係機関による合同訓練を実施する。
都市型救助技術の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の高層化に伴う都市型災害に対応するため、都市型救助用資機材の導入を図る。 ・ 都市型救助技術教育を実施し、必要な知識や技術を有する職員を養成する。
専門部隊の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 消防署に災害分野別の専門部隊を創設し、各々の災害に関する専門的な知識及び技術を習得させる。 ・ 各種災害に対応した救助マニュアルを作成し、安全、確実で迅速かつ効率的に救助活動が行える体制を整備する。

個別施策 8 - 2 救助資機材の整備

現状と課題

近年、ますます複雑多様化する各種の災害において、安全、確実かつ迅速に人命救助活動を行うことができる体制を整備するためには、各種救助資機材の計画的な整備・充実が不可欠である。

また、大規模な災害や特殊災害等への対応の強化を目的とした高度救助隊の創設に伴い、当該救助隊が必要とする高度救助資機材の整備も必要である。

さらに、テロ等の災害に備えたBC災害資機材や都市型救助に対応する資機材、水難救助活動に必要な潜水資機材等の計画的な導入整備を図るとともに、工作車の更新時に購入した資機材の老朽化に伴う整備も行なわなければならない。

整備の基本方針

中核市等の消防本部に創設する高度救助隊に必要な高度救助資機材の整備・充実を図る。

BC災害や都市型救助に必要な資機材を導入するとともに、特殊環境である水中での潜水活動に必要な資機材を充実する。

また、工作車や救工タンク車に積載されている油圧式救助器具を始めとした救助資機材についても、計画的な整備を図る。

実施事業

項 目	事 業 内 容
救助資機材の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 高度救助資機材（画像探索機、地中音響探索機、熱画像直視装置、地震警報機等）の整備を図る。・ テロ等によるBC災害に対応した資機材の整備・充実を図る。・ ロープ救助等の都市型救助に対応するためグローバルスタンダードな救助資機材の導入を図る。・ 水難災害に対応する潜水資機材の充実及び計画的な更新を図る。・ 工作車積載資機材の計画的な更新を図る。

施策体系 9 広域連携体制の充実

数 値 目 標

施策体系 9 では、大規模災害等における広域連携体制を整備・充実することを目指して次の数値目標を設定する。

項 目	現 状 (1 8 年 度)	目 標 (2 9 年 度)
緊急消防援助隊 の登録部隊数 ()	7 隊	9 隊
緊急消防援助隊の 後方支援車の配備数	0 台	1 台
夜間対応型ヘリポートの数	1 か所	8 か所

既登録部隊のうち、特殊災害部隊は救助部隊と兼務

背 景

市町村における火災等については、当該市町村の消防がこれに対応することが原則であるが、隣接市町村との境界付近で火災が発生した場合や地震、風水害、林野火災等のようにその災害が大規模で広域に及ぶ場合、あるいはNBC災害のような特殊災害の場合には、市町村の個々の消防力だけでは十分な対応ができないことがある。

そのため、消防応援協定の締結等によって、市町村消防の間で消防広域応援が実施されているところである。

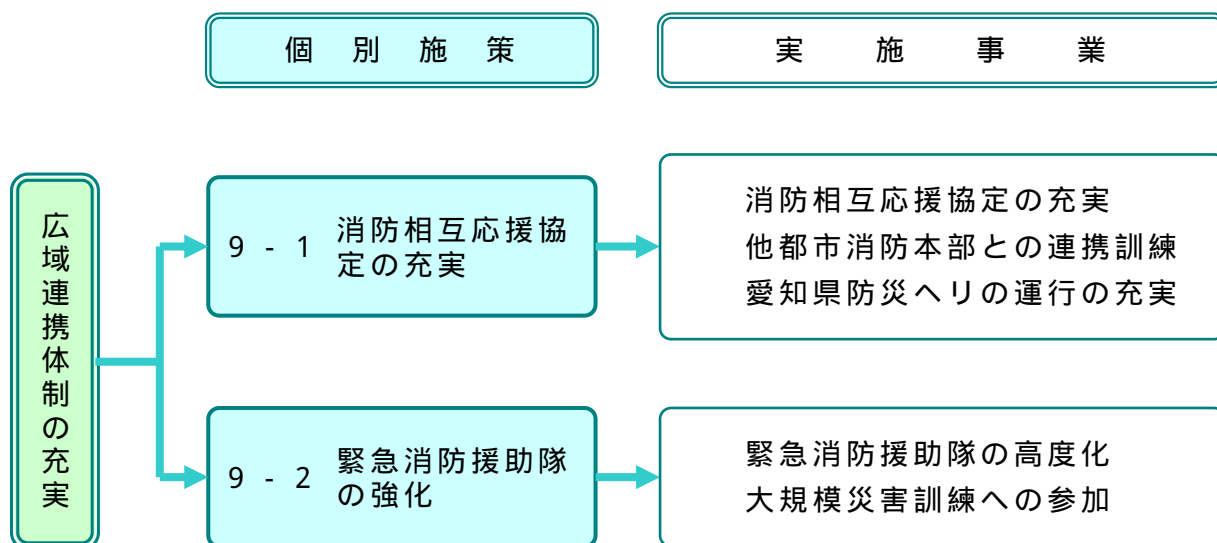
応援協定は、一の都道府県内で全市町村・消防一部事務組合が統一の協定を結ぶケースが一般的であるが、都道府県境を越えて、隣接市町村間等で応援協定が結ばれることもある。

しかし、都道府県内の消防力をもってしても対応できないほどの災害の場合は、他の都道府県からも消防応援を受けることになるが、そのための制度が緊急消防援助隊である。

平成 7 年に阪神・淡路大震災が発生した際、当時は全国的な消防応援体制が組織されていなかったため、消防の応援が必ずしも有効に機能したわけではなかった。

この教訓から、全国的な消防応援組織として緊急消防援助隊が発足し、その後、平成 1 5 年の消防組織法の改正で緊急消防援助隊制度が明文化・充実化され、大規模災害に対する全国規模での緊急対応体制が確立されてきている。

施策体系 9 では、次の 2 つの個別施策と 5 つの実施事業により広域連携体制の充実を図るものとする。



個別施策 9 - 1 消防相互応援協定の充実

現状と課題

市町村の境界付近で火災が発生した場合や地震、風水害、林野火災等のようにその災害が大規模で広域に及ぶ場合には、市町村を超えた消防力の運用を図る必要がある。

豊田消防では、平素から広域的な対応を視野に入れ、隣接市町を始めとして、県内外の消防本部等と消防相互応援協定を締結しているが、合同訓練等により、当該協定を有意義なものとするとともに、訓練施設の相互利用といった新たな内容の協定の締結等、さらなる応援協定の充実を図る必要がある。

相互応援協定の締結状況

応援協定名	協定締結機関・団体名	締結年月
愛知県内広域消防相互応援協定	・愛知県内24市3町村7組合1本部1連合	平成15年 4月
愛知県下高速道路における消防相互応援協定	・16市2町3組合1本部1連合	平成17年 6月
西三河地区消防相互応援協定	・岡崎市他6市5町2組合1連合	平成17年 4月
愛知県防災ヘリコプター応援協定	・愛知県防災航空隊	平成 8年 10月
豊田市・土岐市消防相互応援協定	・土岐市	平成10年 9月
豊田市・瑞浪市消防相互応援協定	・瑞浪市	平成10年 9月
消防・防災に関する応援協定	・トヨタ自動車株式会社	平成13年 10月
衣浦豊田道路における消防相互応援協定	・衣浦東部広域連合	平成16年 4月
豊田市・恵那市消防本部消防相互応援協定	・恵那市	平成17年 4月
豊田市・南信州広域連合消防本部消防相互応援協定	・南信州広域連合	平成17年 4月

整備の基本方針

消防相互応援協定を利用するような大規模な災害の発生頻度は少ないものの、現実にそのような大規模な災害が発生した場合には、社会的影響が多大となるおそれ大きい。

消防相互応援体制は、そのような際に、被災地を迅速かつ集中的に支援できることから、今後もこのような消防相互応援協定の対象を拡大するとともに、平素からその充実に取り組むものとする。

実施事業

項 目	事 業 内 容
消防相互応援協定の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 訓練施設の相互利用といった新たな内容の協定の締結等により、消防相互応援協定の充実に図る。
他都市消防本部との連携訓練	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急消防援助隊制度や消防相互応援協定を充実させるため、他都市消防本部等と連携した訓練を実施する。
愛知県防災ヘリの運行の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 愛知県に対してその所有する防災ヘリの運行体制の充実に要望し、広域化した本市の災害対応能力の向上を図る。・ 中山間地域を中心として、夜間発着も可能なヘリポートの整備を図る。

個別施策 9 - 2 緊急消防援助隊の強化

現状と課題

阪神・淡路大震災を契機として、被災地の消防力のみでは対応が困難な大規模な災害や特殊な災害の発生に際して全国の消防機関による消防応援を迅速かつ円滑に実施するため、全国的な消防応援組織として緊急消防援助隊制度が発足した。

当時の制度は消防庁の要綱に基づいたものであったが、近年、東海地震や東南海地震、南関東直下型地震といった大規模地震の発生の切迫性が高まっており、特に東海地震発生時の想定では、当時の緊急消防援助隊の体制では消防力が不足することが判明した。

そこで、消防庁において検討を重ねた結果、今後発生が予想される大規模地震にも対応しうる緊急消防援助隊を再編成することが決定され、平成15年6月に消防組織法上に緊急消防援助隊が正式に位置付けられることとなった。

平成18年4月現在、全国で3,397隊の緊急消防援助隊が登録され、活躍しているところであるが、消防庁は、さらなる強化を図るため、平成18年度中に登録部隊数を4,000隊規模にすることを目指している。

本市でも、救助部隊1隊、消火部隊2隊、後方支援部隊1隊、特殊装備部隊1隊、救急部隊1隊及び特殊災害部隊（救助部隊と兼務）1隊の7隊を登録して協力体制を築いており、平成16年7月には福井豪雨災害に出動している。

今後は、さらに緊急消防援助隊の高度化を図るとともに、地方ブロックや全国の合同訓練へ積極的に参加していくことが必要である。

最近の緊急消防援助隊の活動実績

平成15年	宮城県北部地震
平成15年	苫小牧出光石油タンク火災
平成16年	新潟・福島豪雨災害
平成16年	福井豪雨災害
平成16年	台風23号被害
平成16年	新潟県中越地震災害
平成17年	JR西日本福知山線脱線事故

整備の基本方針

災害の複雑化、高度化、大規模化等に対応するため、緊急消防援助隊に最新の資機材を配備するとともに、隊員の訓練等によりその高度化を図る。

さらに、緊急消防援助隊に対する人員や資機材の補給を図るため、後方支援車を導入する。

また、毎年地方ブロックごとに行われている合同訓練や、数年に1度の全国合同訓練等に積極的に参加していくものとする。

実施事業

項 目	事 業 内 容
緊急消防援助隊の高度化	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急消防援助隊の隊員の訓練を充実するとともに、携帯衛星電話等の新たな救助用資機材の導入・整備を図る。・ 緊急消防援助隊に対する人員や資機材の補給を図るための後方支援車を導入する。
大規模災害訓練への参加	<ul style="list-style-type: none">・ 地方ブロック単位の合同訓練へ積極的に参加する。・ 全国合同訓練へ参加する。

資 料

資料 1

地区別人口概要

	人 口 (人)	面 積 (k m ²)	人口密度 (人/k m ²)	高齢人口比率 (%)	人口増加率 (年平均)
拳母地区	127,721	39.26	3,253	11.9	1.011
高橋地区	55,507	29.21	1,900	12.9	1.006
上郷地区	32,864	21.85	1,504	13.6	1.007
高岡地区	77,188	39.14	1,972	11.7	1.005
猿投地区	62,924	117.05	538	14.2	1.010
松平地区	10,526	43.59	241	15.5	1.005
藤岡地区	19,407	65.58	296	10.7	1.007
小原地区	4,444	74.54	60	30.9	1.023
足助地区	9,499	193.27	49	31.2	0.983
下山地区	5,525	114.18	48	23.1	0.994
旭地区	3,493	82.16	43	37.2	0.989
稲武地区	3,109	98.63	32	34.1	0.986
合 計	412,207	918.47	449	13.7	

- 1 平成18年4月1日現在
- 2 高齢人口比率は、全人口に占める65歳以上の人口の割合
- 3 人口増加率の旧豊田市内分については、平成12年4月から平成18年4月までの毎年の人口増加率を平均したもの、旧町村分については平成17年4月1日の人口と比較した1年間の増減率

資料 2

年 齢 別 職 員 数 の 推 移

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
18	1	4	6	6	8	9	8	10	10	11	14	11
19	3	1	4	6	6	8	9	8	10	10	11	14
20	4	3	1	4	6	6	8	9	8	10	10	11
21	3	4	3	1	4	6	6	8	9	8	10	10
22	5	7	11	9	10	13	15	17	18	20	23	22
23	8	5	7	11	9	10	13	15	17	18	20	23
24	11	8	5	7	11	9	10	13	15	17	18	20
25	10	11	8	5	7	11	9	10	13	15	17	18
26	11	10	11	8	5	7	11	9	10	13	15	17
27	15	11	10	11	8	5	7	11	9	10	13	15
28	14	15	11	10	11	8	5	7	11	9	10	13
29	14	14	15	11	10	11	8	5	7	11	9	10
30	18	14	14	15	11	10	11	8	5	7	11	9
31	12	18	14	14	15	11	10	11	8	5	7	11
32	12	12	18	14	14	15	11	10	11	8	5	7
33	9	12	12	18	14	14	15	11	10	11	8	5
34	8	9	12	12	18	14	14	15	11	10	11	8
35	4	8	9	12	12	18	14	14	15	11	10	11
36	3	4	8	9	12	12	18	14	14	15	11	10
37	3	3	4	8	9	12	12	18	14	14	15	11
38	3	3	3	4	8	9	12	12	18	14	14	15
39	7	3	3	3	4	8	9	12	12	18	14	14
40	6	7	3	3	3	4	8	9	12	12	18	14
41	4	6	7	3	3	3	4	8	9	12	12	18
42	13	4	6	7	3	3	3	4	8	9	12	12
43	10	13	4	6	7	3	3	3	4	8	9	12
44	10	10	13	4	6	7	3	3	3	4	8	9
45	13	10	10	13	4	6	7	3	3	3	4	8
46	13	13	10	10	13	4	6	7	3	3	3	4
47	21	13	13	10	10	13	4	6	7	3	3	3
48	15	21	13	13	10	10	13	4	6	7	3	3
49	18	15	21	13	13	10	10	13	4	6	7	3
50	24	18	15	21	13	13	10	10	13	4	6	7
51	17	24	18	15	21	13	13	10	10	13	4	6
52	15	17	24	18	15	21	13	13	10	10	13	4
53	16	15	17	24	18	15	21	13	13	10	10	13
54	12	16	15	17	24	18	15	21	13	13	10	10
55	13	12	16	15	17	24	18	15	21	13	13	10
56	12	13	12	16	15	17	24	18	15	21	13	13
57	7	12	13	12	16	15	17	24	18	15	21	13
58	8	7	12	13	12	16	15	17	24	18	15	21
59	3	8	7	12	13	12	16	15	17	24	18	15
合計	429	434	439	444	449	454	459	464	469	474	479	485

毎年の新規職員（前年退職者数 + 5人）を高卒と大卒で半々に採用した場合

資料 3

消防施設等の実態

(平成18年4月1日現在)

1 市の概要

消防本部名	豊田市消防本部	
人 口 (17年4月1日現在)	407,682 人	
面 積	918.47 km ²	
積雪寒冷地該当の有無	無	
消 防 団	消防団事務の処理	消 防 本 部
	条 例 定 数	2,313 人
	現 有 団 員 数	2,156 人
	不 足 数	157 人

本資料(97ページから106ページまで)は、「平成18年度・市町村消防施設整備計画実態調査表」の抜粋である。

2 署所及び動力消防ポンプ

市街地・準市街地番号等			市街地地域				
			1	2	1	2	
人口（人）			292,984	60,308	1,772	1,235	
署所	基準数（署所）	国基準	8	2			
		市基準	8	2	-	-	
	現 有 数（署所）		8	2	-	-	
	不 足 数（署所）		0	0	-	-	
	比 率（％）		100	100	-	-	
動力消防ポンプ基準数	署所管理分	消防ポンプ車数	国基準	13	5		
		市基準	14	3	-	-	
	消防団管理分	消防ポンプ車数	国基準	-	1		
			市基準	-	-	-	-
		手引小型動力ポンプ数	国基準	-	6		
			市基準	63	15	2	2
	動力消防ポンプ数	国基準	21	8	4	4	
		市基準	63	15	2	2	
消防ポンプ車現有数	合計	消防ポンプ車数(台)	14	2	-	-	
		不足数(台)	0	1	-	-	
		比 率（％）	100	67	-	-	
動力消防ポンプ現有数	署所管理分	消防ポンプ車数(台)	14	2	-	-	
		不足数(台)	0	1	-	-	
		比 率（％）	100	67	-	-	
	消防団管理分	消防ポンプ車数(台)	-	-	-	-	
		不足数(台)	-	-	-	-	
		比 率（％）	-	-	-	-	
		手引小型動力P(台)	63	15	2	2	
		不足数(台)	0	0	0	0	
比 率（％）	100	100	100	100			

市街地1 = 矢作川右岸市街地
 準市街地1 = 矢並町・幸穂台
 準市街地6 = 足助地区

市街地2 = 矢作川左岸市街地
 準市街地2 = 西広瀬町・東広瀬町
 準市街地7 = 稲武地区

準市街
 準市街

準市街地地域						その他の地域	合計
3	4	5	6	7	8		
1,839	5,236	1,832	2,820	1,365	2,423	35,868	407,682
							10
-	-	-	1	1	1	3	16
-	-	-	1	1	1	3	16
-	-	-	0	0	0	0	0
-	-	-	100	100	100	100	100
							18
-	-	-	2	1	1	4	25
							1
1	1	-	-	2	1	8	13
							6
1	2	4	4	6	3	98	200
4	8	4	4	4	4		65
3	4	4	4	10	5	114	226
1	1	-	2	3	2	12	37
0	0	-	0	0	0	0	1
100	100	-	100	100	100	100	97
-	-	-	2	1	1	4	24
-	-	-	0	0	0	0	1
-	-	-	100	100	100	100	96
1	1	-	-	2	1	8	13
0	0	-	-	0	0	0	0
100	100	-	-	100	100	100	100
1	1	1	4	6	3	98	196
0	1	3	0	0	0	0	4
100	50	25	100	100	100	100	98

地3 = 白川町・石畳町
地8 = 下山地区

準市街地4 = 迫町・飯野町

準市街地5 = 深見町

3 はしご自動車又は屈折はしご自動車

管轄区域に高層建築物が存する消防署の数（署）	3
基準台数（台）	市基準
現有台数（台）	3
第9条第1項ただし書の規定により減ずる台数（台）	0
不足台数（台）	0
比率	100%

4 化学消防車

危険物施設の実態から計算された数	第4類危険物の5対象施設の数及び化学消防車等の台数	794施設	2台
	第4類危険物の5対象施設（指定数量の倍数が10以上のものに限る。）と読み替えた場合における施設の数及び化学消防車等の台数	320施設	1台
	第4類危険物の最大貯蔵・取扱量の指定数量の倍数及び化学消防車等の台数	28,526倍	1台
基準数	危険物施設の実態から計算された数を基準とし、製造所等の数等を考慮して定めた台数	化学消防車	3台
		泡放出装置を備えた消防ポンプ自動車	0台
現有数	化学消防車の台数及び比率		3台
			100%
	泡放出装置を備えた消防ポンプ自動車		0台
	化学消防車と泡放出装置を備えた消防ポンプ自動車の合計台数及び比率		3台 100%

5 救急自動車

人口比率による台数（台）	9	
昼間人口等による増減台数（台）	7	
基準台数（台）	16	
現有台数（台）	16	
	うち救急救命士の乗車している台数（台）	11
不足台数（台）	0	
比率	100%	
	救急救命士の乗車している割合	69%

6 救助工作車

市町村における消防署の数（台）		4
地域特性による増減の数（台）		0
配 置 基 準 数（台）		4
省 令 第 4 条 の 救 助 工 作 車	人口比率の台数（台）	3
	地域特性による増減数（台）	1
	基 準 台 数（台）	4
	現 有 台 数（台）	4
	不 足 台 数（台）	0
	比 率	100%
省 令 第 2 条 の 救 助 工 作 車	代替としている消防用自動車台数（台）	0
	基 準 台 数（台）	0
	現 有 台 数（台）	0
	不 足 台 数（台）	0
	比 率	-
基 準 台 数（台）		4
現 有 台 数（台）		4
比 率		100%

7 指揮車

基 準 数	消 防 署 の 数（署）	4
	地域事情を勘案した増減数（台）	0
	基 準 数（台）	4
現 有 台 数（台）		4
不 足 台 数（台）		0
比 率		100%

8 非常用消防自動車の数

消 防 ポ ン プ 自 動 車（台）	4
は し ご 自 動 車（台）	0
化 学 消 防 車（台）	0
救 助 工 作 車（台）	0
救 急 自 動 車（台）	4

9 消防本部・署所の人員

		基準 台数	の 基準 数 対 する 人員 に	く非 常用 有 台 数 除	の 基準 数 対 する 人員 に	現 有 人員 数
		(台)		(人)	(台)	(人)
指揮隊員	指 揮 車	4		4		
消防隊員	消 防 ポ ン プ 自 動 車	25		24		
	は し ご 自 動 車	3		3		
	化 学 消 防 車	3		3		
	特 殊 車 等	40		40		
救急隊員	救 急 自 動 車	16		16		
救助隊員	救 助 工 作 車 (A 及び B を 除 く)	-		-		
	省 令 第 4 条 の 救 助 隊 の 救 助 工 作 車 (A)	4		4		
	そ の 他 の 消 防 用 自 動 車 (B)	-		-		
合 計		95		500		

通 信 員	基準 数	人口比率による人員数 (人)	20
		通信施設の機能により減ずる人員数 (人)	-
		基準人員数 (人)	20
	現 有 人 員 数 (人)		20
	不 足 人 員 数 (人)		0

基準に対する人員の比率 (充足率)

	総数
基準台数に対する人員の基準数 (人)	500
現有台数に対する人員の基準数 (人)	421
通信員の基準数 (人)	20
予防要員の基準数 (人)	52
上記以外的人员数 (人)	36
現 有 人 員 数 (人)	429
不 足 人 員 数 (人)	1
比 率	74%

$$1 = (\quad + \quad + \quad) - (\quad + \text{交代勤務予防要員数})$$

$$2 = (\quad + \text{交代勤務予防要員数}) \div (\quad + \quad + \quad) \times 100$$

10 基準台数及び現有台数に対する人員の基準数の内訳

区 分		台 数	搭 乗 人 員 数 の 別		算定人員
指 揮 車	基準台数に 対する人員	4 台	4 人 搭 乗	0 台	0 人
			3 人 搭 乗	4 台	3 6 人
		算 定 人 員 合 計			
	現有台数に 対する人員	4 台	4 人 搭 乗	0 台	0 人
			3 人 搭 乗	4 台	8 人
		算 定 人 員 合 計			
消 防 ポン プ 自 動 車	基準台数に 対する人員	2 5 台	5 人 搭 乗	4 台	7 5 人
			4 人 搭 乗	1 9 台	2 2 8 人
			3 人 搭 乗	1 台	9 人
			乗 換 運 用	1 台	0 人
	算 定 人 員 合 計				3 1 2 人
	現有台数に 対する人員	2 4 台	5 人 搭 乗	0 台	0 人
			4 人 搭 乗	1 8 台	2 2 8 人
			3 人 搭 乗	5 台	4 5 人
			乗 換 運 用	1 台	0 人
	算 定 人 員 合 計				2 7 3 人
は し ご 自 動 車	基準台数に 対する人員	3 台	5 人 搭 乗	0 台	0 人
			4 人 搭 乗	0 台	0 人
			乗 換 運 用	3 台	0 人
	算 定 人 員 合 計				0 人
	現有台数に 対する人員	3 台	5 人 搭 乗	0 台	0 人
			4 人 搭 乗	0 台	0 人
			乗 換 運 用	3 台	0 人
算 定 人 員 合 計				0 人	
化 学 消 防 車	基準台数に 対する人員	2 台	5 人 搭 乗	0 台	0 人
			4 人 搭 乗	0 台	0 人
			乗 換 運 用	2 台	0 人
	算 定 人 員 合 計				0 人
	現有台数に 対する人員	2 台	5 人 搭 乗	0 台	0 人
			4 人 搭 乗	0 台	0 人
			乗 換 運 用	2 台	0 人
算 定 人 員 合 計				0 人	

区 分		台 数	搭 乗 人 員 数 の 別		算定人員
救急自動車	基準台数に対する人員	16台	3人搭乗	10台	90人
			兼務運用	6台	0人
		算定人員合計			
	現有台数に対する人員	16台	3人搭乗	10台	90人
			兼務運用	6台	0人
		算定人員合計			
救助工作車	基準台数に対する人員	4台	5人搭乗	4台	60人
			4人搭乗	0台	0人
		算定人員合計			
	現有台数に対する人員	4台	5人搭乗	0台	0人
			4人搭乗	4台	48人
		算定人員合計			
特 殊 車 両	車 両 名	搭乗人員(人)	車両数	算定人員	
	原 調 車	2	1台	2人	
	広 報 車	乗換運用	29台	0人	
	小型動力ポンプ付自動車	乗換運用	5台	0人	
	資 機 材 搬 送 車	乗換運用	3台	0人	
	防 災 支 援 車	乗換運用	1台	0人	
	排 煙 電 源 車	乗換運用	1台	0人	
	算 定 人 員 合 計				2人
	原 調 車	2	1台	2人	
	広 報 車	乗換運用	29台	0人	
	小型動力ポンプ付自動車	乗換運用	5台	0人	
	資 機 材 搬 送 車	乗換運用	3台	0人	
	防 災 支 援 車	乗換運用	1台	0人	
	排 煙 電 源 車	乗換運用	1台	0人	
	算 定 人 員 合 計				2人
	基準台数に対する人員の基準数の合計				
現有台数に対する人員の基準数の合計					421人

1.1 予防要員

		基準となる人員数				
予防事務 の要員	特定防火対象物の数	(算定人員)				
	3,507	51.6人				
	上記以外の 防火対象物の数	(算定人員)		状況を勘 案して定 めた人員 数	現 有 人 員 数	のうち 交代制に より勤務 する職員 をもって 充てる人 員数
	10,596	9.2人				
	一戸建ての住宅の数	(算定人員)				
	107,473	19.0人				
小 計	(算定人員)					
	79.8人	46.0人	46人	19人		
危険物事 務の要員	危険物製造所等の数 (補正数)	(算定人員)				
	1,684	11.2人	6.0人	6人		
合 計		(算定人員)	(注)			
		91.0人	52.0人	52人		

注 状況を勘案して定めた人数の52人は、本市における予防事務と危険物事務のすべてを充足できる人数ではなく、現状の事務を遂行している現有人員数を記載したものである。(必要人員は、あくまで91人となる。)

1.2 消防団の人員

消 防 団 員 数					
基 準 人 員 数 (人)			現有人員数 (人)	不足人員数 (人)	比率 (%)
動力消防ポンプの種類ごとに必要な消防隊の隊員数 (ア)	大規模災害時等における住民の避難誘導に必要な隊員数 (イ)	合 計	(エ)	(オ) (ウ) - (エ)	エ / ウ × 100
		(ア) + (イ)			
865	2,473	3,338	2,157	1,181	65

1.3 消防無線等の整備状況

		現 有 数		
		総 数	経 過 年 数	
			10年未満	10年以上
消防無線電話 (アナログ式)	固 定 用	22	22	
	車 載 用	271	143	128
消防無線電話 (デジタル式)	固 定 用			
	車 載 用			
消 防 緊 急 情 報 シ ス テ ム	指令装置	1	1	
	指揮台	1	1	
	表示盤	1	1	
	無線統制台	1	1	
	指令伝送装置	1	1	
	救急医療情報収集装置			
	気象情報収集装置	1	1	
	災害状況等自動案内装置	1	1	
	順次指令装置	1	1	
	音声合成装置	1	1	
	出動車両運用管理装置	1	1	
	システム監視装置	1	1	
	電源設備	1	1	
	発信地表示装置	1	1	
消防用高所監視施設				
合 計		306	178	128

資料 4

消防署所の建替え時期に関する検討

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」によると、建物の耐用年数は、構造及び用途により次のとおり規定されている。

構 造	用 途	耐用年数
鉄筋コンクリート造	事務所用等	50年
	寄宿舍用、宿泊所用等	47年
	車庫用、格納庫用等	38年
鉄骨造（骨格材肉厚 > 4mm）	事務所用等	38年
	寄宿舍用、宿泊所用等	34年
	車庫用、格納庫用等	31年

耐用年数とは、「その用途に合った使い方をした場合、建築的に耐えられる年数をいう」と解されていることから、一の建物に2以上の用途があり、用途ごとの建替えが不可能な場合には、その建物の主となる用途の耐用年数で建物全体の更新を計画することとし、2以上の用途の耐用年数の平均値等は採用しない。

消防署所では、事務室、仮眠室、食堂、会議室、車庫、倉庫等複数の用途が混在しているが、主たる用途は「事務所用等」と考えられるため、例えば鉄筋コンクリート造であれば、その耐用年数は50年となる。

なお、旧消防整備基本計画では、「消防署所は、建築後25年を基本的として、老朽化・狭隘化した庁舎を移転新築し、安全な市民生活の確保と防災活動の拠点とする」とされているが、財政その他の諸事情により、実際の署所の建替え時期は、次表のとおり建築から30年前後経過した時期となっている。

消 防 署 所 名	開 設 年	建 替 え 年	経 過 年 数
西分署（前・美山出張所）	昭和44年	平成9年	28年
北消防署（前・四郷出張所）	昭和47年	平成15年	31年
松平出張所	昭和52年	平成17年	28年
末野原分署（前・大林出張所）	昭和49年	平成18年	32年
高岡出張所	昭和54年	平成22年	31年

しかしながら、今後は、前段の耐用年数を採用し、計画的な補修等によって建築物の延命化を図ることにより、本基本計画の個別施策「1-1：消防署所の整備」においては、消防署所の建築から建替えまでの年数を概ね50年として施策を展開することとした。

資料 5

消防車両の更新時期に関する検討

個別施策「1 - 2 : 消防車両の整備」における消防車両の更新時期については、他の中核市の車両の更新基準年数（次ページ参考資料）を参考にしながら、現基本計画の改訂のために設置された車両装備検討部会において算定した年数を採用する。

区 分	車 種	更新基準年数等
ポンプ自動車	普通消防ポンプ自動車	12年～15年
	水槽付消防ポンプ自動車	13年～15年
	救工タンク車	13年～15年
	5トン水槽車	14年～16年
	10トン水槽車	14年～16年
	化学消防車	18年
特 殊 車	救助工作車	16年
	はしご自動車	18年
	資機材搬送車	18年
	防災支援車	14年～16年
一 般 車	原 調 車	12年又は10万km
	指 揮 車	12年又は10万km
	広 報 車	12年又は10万km
	事務連絡車	12年又は10万km
救急自動車	消防署配備車両	10年
	分署及び出張所配備車両	7年～8年
(ポンプ)	震災用小型動力ポンプ	20年

注1 消防署のポンプ自動車については、更新基準年数の半分を経過した時点で非常用車両として使用する。

注2 消防署の救急車については、更新基準年数の半分を経過した時点で非常用救急車として使用する。

参考資料

他の中核市における消防車両の更新年数

車両等の種類		旭川市	横須賀市	宮崎市	金沢市	郡山広域組合	高松市	堺市 高石市	倉敷市	大分市	岡山市	高知市	姫路市	松山市	平均
常備車	普通ポンプ自動車	-	9年	12年	12~13年	15年	17年	13年	14年	16年	13年	16年	13~15年	12年	13.8年
	水槽付ポンプ自動車	12年	9年	14年	13年	15年	17年	13年	14年	14年	15年	16年	13~15年	12年	13.8年
	化学車	12年	20年	16年	15~16年	18年	20年	17年	17年	20年	20年	適宜	18~20年	20年	18.0年
	大型水槽車	-	-	16年	15年	-	適宜	13年	17年	20年	18~20年	適宜	15年	20年	17.0年
	救助工作車	12年	15年	14年	12~13年	15年	17年	12年	17年	16年	14~15年	適宜	13~15年	15年	14.7年
	はしご自動車	17年	20年	20年	20年	20年	21年	15年	17年	20年	20年	20年	18~20年	22年	19.4年
	救急自動車	7年 (10万km)	5年 (10万km)	7年 (15万km)	8~9年	7年 (13万km)	8年 (10万km)	8年 (15万km)	10年	8年	6~8年 (12万km)	9年	6~7年	7年	7.7年 (12.1万)
	指揮車	10年	8年	12年	9~11年	12年 (13万km)	12年	12年	13年	16年	13年	適宜	10年	15年	12.0年
	広報車	10年	8年	12年	8年	12年 (13万km)	12年	12年	13年	14年 (15万km)	リース	適宜	10年	15年	11.5年
非常備車両	消防ポンプ自動車	12年	12年	20年	15年	-	21年	13年	18年	-	-	18年	18年	25年	17.2年
	小型動力ポンプ付積載車	15年	12年	20年	15年	-	21年	-	18年	20年	-	18年	適宜	23年	18.0年
	小型動力ポンプ	15年	10年	20年	-	-	15年	15年	17年	20年	-	18年	適宜	16年	16.2年

平均値を計算するに当たって更新年数に幅のある市については、最長年限を使用した。

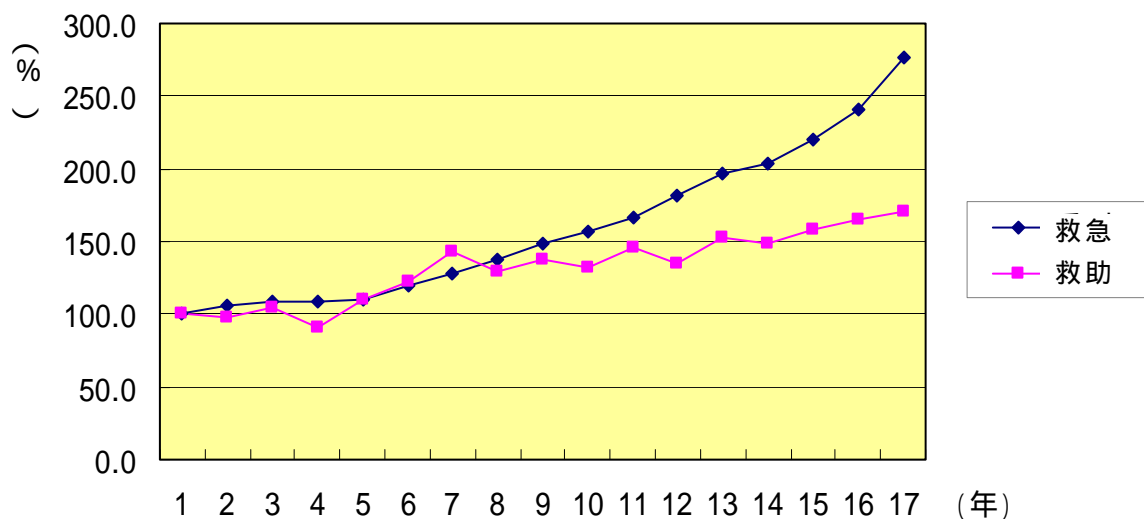
資料 7

火災・救急・救助件数の推移

	火 災		救 急		救 助	
	件 数	増加率	件 数	増加率	件 数	増加率
平成元年	259	100.0	5,761	100.0	144	100.0
平成2年	201	77.6	6,095	105.8	140	97.2
平成3年	208	80.3	6,252	108.5	151	104.9
平成4年	216	83.4	6,301	109.4	131	91.0
平成5年	212	81.9	6,318	109.7	158	109.7
平成6年	256	98.8	6,873	119.3	177	122.9
平成7年	259	100.0	7,367	127.9	206	143.1
平成8年	251	96.9	7,950	138.0	187	129.9
平成9年	243	93.8	8,581	148.9	198	137.5
平成10年	193	74.5	9,036	156.8	191	132.6
平成11年	185	71.4	9,580	166.3	210	145.8
平成12年	219	84.6	10,496	182.2	194	134.7
平成13年	255	98.5	11,363	197.2	219	152.1
平成14年	253	97.7	11,756	204.1	215	149.3
平成15年	211	81.5	12,682	220.1	228	158.3
平成16年	230	88.8	13,868	240.7	237	164.6
平成17年	268	103.5	15,962	277.1	245	170.1

増加率は、平成元年を100としたもの

救急・救助件数の増加率



豊田市消防整備基本計画
(平成19年度～平成29年度)

平成19年3月
豊田市消防本部